



障害者虐待事例集



(平成 25 年 12 月発行)

岡山県障害者権利擁護センター

はじめに

平成 24 年 10 月に「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」（障害者虐待防止法）が施行され、1 年余が経過しました。この法律では、障害のある人に対する虐待が障害のある人の尊厳を害するものであり、障害者の自立及び社会参加にとって虐待を防止することが極めて重要であることなどに鑑み、防止や早期発見の重要性、障害のある人の保護や自立に向けた支援のみならず、その養護者への支援を定めていることが重要であるとされています。

本事例集では、平成 24 年度に岡山県内で発生した虐待の実例の中から 12 事例について紹介、考察・分析を行い、障害者虐待事例の解決と予防のための方策について、課題を抱えている当事者（障害のある方やその家族）へ関わる姿勢、資源の活用の重要性や分野を超えたネットワーク構築の必要性などについて提言しています。

障害のある人の支援に携わっている市町村、障害者虐待防止センター、相談支援事業所、障害者福祉施設及び障害者福祉サービス事業所等に従事する方々に本事例集を活用いただき、障害者虐待を未然に防ぎ、権利を守っていくための参考資料として役立てていただきたいと思いますと考えております。

編集にあたり、事例をご提供いただきました岡山県及び県内各市町村をはじめ、本事例集の作成にあたり、ご尽力いただきました横山奈緒枝編集委員長、編集委員及び運営委員の皆様には心から感謝いたします。

平成 25 年 12 月

岡山県障害者権利擁護センター
（一般社団法人 岡山県社会福祉士会）
会長 中田 雅章

目次

○虐待種別	…	1
○養護者による虐待		
① 幼少期から日常的に暴力を受けていた事例	(身体的虐待)	… 2
② 同居人から性的虐待を受けて施設に一時保護した事例	(性的虐待)	… 5
③ 姉からひどい叱責・暴言を受け続けた事例	(心理的虐待①)	… 8
④ 配偶者からひどい暴言を受けた事例	(心理的虐待②)	…12
⑤ 同居の兄により生活環境が悪化した事例	(放棄・放任①)	…15
⑥ 支援を拒否する両親との調整に苦慮した事例	(放棄・放任②)	…18
⑦ 父親から度重なる金銭搾取を受けた事例	(経済的虐待①)	…21
⑧ 母親の施設入所により孤立化した事例	(経済的虐待②)	…24
○障害者福祉施設従事者等による虐待		
⑨ 入所者に対し咄嗟の行動で手を出してしまった事例	(身体的虐待①)	…27
⑩ 行き過ぎた介護行為の事例	(身体的虐待②)	…30
○使用者による虐待		
⑪ 上司の行き過ぎた指導により仕事を辞めてしまった事例	(身体的虐待)	…32
⑫ 他の労働者の虐待を放置して監督義務を怠った事例	(放棄・放任)	…35
○総合考察		…38
○参考資料		
●サービスに係る自立支援給付等の体系		…41
●障害者虐待における虐待防止法制の対象範囲		…43
●障害者虐待への対応フロー図(養護者・障害者福祉施設従事者等・使用者)		…44
●成年後見に係る市町村長申立フローチャート		…47
●施設・地域における障害者虐待防止チェックリスト		…48
●障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律		…57

虐待種別

■養護者・障害者福祉施設従事者等・使用者による障害者虐待の類型

虐待の類型	養護者	障害者福祉施設従事者等	使用者
①身体的虐待 ※1	障害のある人の身体に外傷が生じ、若しくは生じるおそれのある暴行を加え、又は正当な理由なく障害者の身体を拘束すること。	同左	同左
②性的虐待	障害のある人にわいせつな行為をすること又は障害者をしてわいせつな行為をさせること。	同左	同左
③心理的虐待 ※2	障害のある人に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応その他の障害者に著しい心理的な外傷を与える言動を行うこと。	(追加) 不当な差別的な言動	(追加) 不当な差別的な言動
④放棄・放任 (ネグレクト)	障害のある人を衰弱させるような著しい減食、長時間の放棄、 <u>養護者以外の同居人による①～③までに掲げる行為と同様の行為の放置等養護を著しく怠ること。</u>	(左下線が異なる) ・他の利用者による ・その他の障害者を <u>養護すべき職務上の義務を著しく怠ること。</u>	(左下線が異なる) ・他の労働者による ・使用者としての監 <u>督義務を著しく怠ること。</u>
⑤経済的虐待	養護者又は障害者の親族が当該障害者の財産を不当に処分することその他当該障害者から不当に財産上の利益を得ること。	同左	同左

※1 身体的虐待に「正当な理由なく障害者の身体を拘束すること」が明示されている。

※2 心理的虐待につき、「不当な差別的な言動」という例示が障害者福祉施設従事者等と使用者による障害者虐待に追記されている。

◎セルフネグレクト（自己放任）

セルフネグレクトは、「障害のある人が自らの意思で、又はその障害の状態などのために生活に関する能力や意欲が低下し、自らの世話が出来なくなり、他者に対して援助を求めず放置しているなど、客観的に見て本人の人権が侵害されていること」をいい、本法では規定されていないが、障害のある人の人権が客観的に侵害されていること、支援を必要としている状況にあることに着目して、本法の取り扱いに準じた支援を念頭に、適切な対応を図っていくことが必要です。（岡山県障害者虐待対応マニュアルから抜粋）

障害程度区分の基準

自立	区分1	区分2	区分3	区分4	区分5	区分6
----	-----	-----	-----	-----	-----	-----

軽  重

※各事例の他に想定できる対応や社会資源のサービス名については、41 ページのサービスに係る自立支援給付等の体系をご参照ください。

養護者による虐待

① 幼少期から日常的に暴力を受けていた事例（身体的虐待）

年齢・性別	20代前半・女性
身体状況	ADLは自立 簡単な家事程度は可能
経済状況	障害基礎年金2級
福祉サービス	手帳：療育手帳（B） 障害程度区分：なし 自立支援医療 利用しているサービス：なし（以前は就労継続支援A型事業所を利用）

【概要】

経緯：本人には軽度の知的障害があり、小さい頃から日常的に、祖父から母とともに暴力を受けていた。中学生の頃からは、親族にしつけとして叩かれたり、蹴られたりすることがあり、暴力がひどく怖いと感じたこともあった。3年前頃からその親族と同居をはじめることとなる。働いていた仕事をやめた頃から帰宅が遅い毎日が続いた。その生活に腹を立てた親族から、何度も殴る蹴るの暴力を受け、家出をしたことで、母親が相談支援専門員へ相談した。

結果：本人を尊重した支援及び、安否確認による支援を継続した。その後、知り合いと同居することとなり、転出した。

【実際の対応】

虐待の相談	母親からの相談を介して、相談支援専門員からの通報（相談） →同居している親族による身体的虐待の恐れ。
緊急性の判断 （同日～通報後4日）	女性相談所へ相談してみることを提案するも、「市が紹介する施設には自由がないからとどまりたくない」と本人が拒否。またあざが見受けられなかったことや家出をしており親族に会う心配が少ないこと、相談支援専門員が1～2日おきに本人に会いに行き、居場所を把握していたことなどから総合的に緊急性は低いと判断し、保護を見送る。
安全確認・事実確認（同日～通報後4日）	本人の安否・居場所の確認を行う。 「自由に遊べない、しばらく1人で自由にしたい」との意向を確認する。
援助の実施（通報後4日～）	行政側から居住地の確保、就労支援、金銭管理支援の提案及び本人の意向を確認。 母親及び、親族内のキーパーソンと今後のことを協議し、矛盾のある本人の要望（自由にしたいが、何とかして欲しい）に対し、自立に向けての自己決定を支援する。 ※帰宅希望があった場合の虐待者への通報なども確認しておく。
結果	定期的に安否の確認を行う中で、本人の意向を確認し、自己決定を支援する。その後、知り合いと同居することとなり、転出し、虐待終了となる。

担当者から	本人の意向を尊重し、対応することができたことが良かった点である。本人の意向と、行政の権限とのバランスを確認しながら対応することが重要と考える。
-------	---

【他に想定できる対応】

- ・ 虐待者へ障害の理解を促す
- ・ キーパーソンの役割確認
- ・ 虐待が繰り返される場合は、分離保護を検討（短期入所など）
- ・ 成年後見制度の活用（保佐または補助相当）

【社会資源】

【関わっている支援者】

女性相談所、市町村行政（福祉事務所など）、相談支援専門員、母親、親族

【その他の施設・機関など】

短期入所など

【考察・分析】

- ・ 本人の意思の把握と尊重

通報を受けた後、安否や居場所に関する定期的な確認を行ない、本人の希望を尊重し継続的支援を行なったことは、重要な働きかけであったと考えられる。

緊急性の判断は、本人の意思尊重とかがみ合わない場合には非常に難しくなる場合が多い。この事例でも、「自由」への願望があることが理解されるが、それがどのような内容であるのか、何を意味しているのかを把握することが、本人の人生を捉えることであり、支援を行う上で大切なものと考えられる。

本人の希望する生活の実現に向けて、寄り添う中で信頼関係を構築し、本人らしい生活や望む生活を検討していくことが重要である。

- ・ 虐待回避、解決のための手立て

長期にわたり、複数による虐待を受けている場合、虐待に対する恐怖の一方で、虐待への感覚を鈍化させたり、諦めて生きてきた可能性もあるため、逃げるタイミングや訴えることの重要性について関係者が共通して伝達していくことが大切である。

この事例は通報によって行政による関与が可能となったが、その展開をかなえたのは母親の行動による。緊急性の判断ができない場合においても、母親との関係を以前よりも良好なものとなるよう調整し、「虐待が再度行われた場合の情報源」として重視することも大切である。このような関わりへの介入や調整が支援者には欠かせない。

なお、虐待の解決には家族の障害受容が影響すると推察されるが、この点については親の知的能力や理解力の課題によって簡単に解決できにくく、長引く事例も多い。親の理解状況を把握しながら、チームによる多角的な関わり方の検討が求められる。

～用語説明～

◆相談支援専門員

国の要件を満たし県の研修を受講した、障害特性や障害のある人の生活実態に関する詳細な知識と経験を兼ね備えた相談専門職。障害のある人の相談に応じ、及び障害のある人の更生のために必要な援助を行う。

◆女性相談所（婦人相談所）

売春防止法第34条第1項により各都道府県に設けられた行政機関。婦人保護事業の中核機関として、要保護女子（性行又は環境に照らして売春を行う恐れのある女子）の早期発見、転落の未然防止及び保護更生のための業務、また配偶者等からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律に基づき配偶者暴力相談支援センターとしてDV被害者の支援を実施する。

◆キーパーソン

問題を解決するために力を握る人。

◆成年後見制度

成年後見制度は、大きく分けると、法定後見制度と任意後見制度の2つがある。

そのうち、法定後見制度は、「後見」「保佐」「補助」の3つに分かれており、判断能力の程度など、本人の事情に応じて制度を選べるようになっている。

※後見：精神上的の障害により判断能力を欠く状態にある人

※保佐：精神上的の障害により判断能力が著しく不十分な人

※補助：精神上的の障害（認知症、知的障害、精神障害など）により判断能力が不十分な人

②同居人から性的虐待を受けて施設に一時保護した事例（性的虐待）

年齢・性別	40代後半・女性
身体状況	てんかん・うつ病 など
経済状況	生活保護
福祉サービス	手帳：精神障害者保健福祉手帳（1級） 障害程度区分：1 自立支援医療 利用しているサービス：なし

【概要】

経緯：本人は、精神科の通院治療を受けながらも、母子家庭として1人息子を養育してきた。その息子が独立し、単身生活となった頃から、ある男性が同居するようになる。2年前頃から、その同居人からの性行為の強要が続いていたが、次第に要求はエスカレートしはじめる。風俗店で働くよう言われ怖くなり、またこれ以上は我慢が出来なくなったことで、「もう家には戻れない。どこかへ逃げたい」という気持ちで、同居人から逃れるために、友人宅へ一時的に避難した。しかし、友人宅にも頻回に同居人から連絡が入るようになったため、危険を感じて、かかりつけの医療機関を通じて市町村担当窓口にご相談した。

結果：様々な支援者の関わりにより、現在は、転居し、同居人との接点なく、安全に落ち着いた生活を送っている。

【実際の対応】

虐待の相談	本人がかかりつけの医療機関の相談員へ相談し、相談支援専門員へ相談が入る。その後相談支援専門員から通報（相談） →同居人（養護者）による性的虐待の恐れ。
緊急性の判断（同日）	外傷などの被害は認められなかったが、本人に強い恐怖心と不安があることから、自宅に帰ることは危険と判断し、A施設へ一時保護。また警察にも相談する。
安全確認・事実確認（同日～通報後3日）	警察に相談するも、外傷が確認できないこと、同居生活が続いていたことなどから、今回のことを事件にするのは困難との説明と、安全確保のため、転居の手続きを進めていくことが先決との助言があった。
援助の実施（通報後14日～5か月後）	本人の身体状況や生活状況により、いきなり単身生活は困難と判断。一旦B施設を利用し、心身共に調子を整えてから、地域での生活に移行することを目標としたが、B施設から断られたため、一人暮らしのための支援に変更。自宅とは違うエリアで住居を探すと同時に支援体制の調整を実施。（関係が希薄化していた家族へも協力依頼）
結果	通報から6か月後に転居することができた。また相談支援事業所と計画相談の契約を結んだことで、月2回のペースで相談支援を受けている。同居人との接点はなく、安全に生活できている。
担当者から	最初の方針であったB施設を探す段階で、空きのある施設が少なく、また本人の状況から対応できる施設がほとんどない状態であったため、一

	<p>時保護の期間が長期化してしまった。しかし、その間に服薬・食事の支援を受け、生活や体調を整えることができた。また疎遠になっていた家庭関係も少しずつ修復ができ、現在でも定期的に母親や兄弟が自宅を訪問してくれている。今回のことを機に本人自身が様々なサポートを受けながら生活を立て直していきたいという気持ちを強く持ってくれたため、課題は抱えながらも前向きに生活ができている状況がある。</p>
--	---

【他に想定できる対応】

- ・生活保護制度を利用していることを視野に入れた経済的な支援
- ・DV防止法を利用し、警察の相談や民間の支援団体へ相談（婦人相談所などの活用）
- ・一時保護として、短期入所や救護施設、民間シェルターなどの利用

【社会資源】

【関わっている支援者】

警察、医療機関相談員、短期入所、市町村行政（担当課及び生活保護担当課）、相談支援専門員、地域活動支援センター、保健師、住宅コーディネーター、家族、友人

【その他の施設・機関など】

婦人（女性）相談所、救護施設、民間シェルター、短期入所施設など

【考察・分析】

- ・状態把握の重要性

身体状況や生活状況をしっかり把握し、施設活用が本人にとって必要であることの見極めを行なった点、また継続的な支援によって施設から在宅への移行を実現させた点などが重要なポイントであったと考えられる。
- ・支援体制を拡充させ、地域づくりへ

医療と行政、その後には警察や各施設での保護や生活へと繋がりが展開し、支援体制の広がった事例である。事例の良好な進展によって、支援終結をみるとしても、関係機関間の連携は繋がりを保ち、見守りをさらに地域に拡げていくような認識を持つことが望まれる。
- ・本人の支援受容へ向けた働きかけ

本人が支援をいかに受け入れるか、その受容の姿勢は周囲の関係機関、関係者の支援体制の核になるものである。直接的に働きかける者が支え励まし、受け入れられるような意識の方向づけを行う必要がある、この役割を誰が担うのか、キーパーソンの選定の重要性が秘められている。
- ・安心できる居場所の意義

DV事例では、加害者からの身体的、精神的な虐待などから「考えること」自体が困難な状態に陥ることも多いため、安心できる居場所で体調を整えることにより、初めて、以降の生活の変化にも耐えることが可能になるといえる。また、疎遠になっていた家族関係の修復も、その後の生活の立て直しにおいて有効なものと考えられる。

～用語説明～

◆てんかん

種々の成因によってもたらされる慢性の脳疾患であって、大脳ニューロンの過剰な発射に由来する反復性の発作（てんかん発作）を特徴とし、それにさまざまな臨床症状及び検査所見が伴う。（WHO（世界保健機関）編：てんかん辞典から）【公益社団法人日本てんかん協会 HP から引用】

◆うつ病

脳のエネルギーが欠乏した状態で、それによって憂うつな気分やさまざまな意欲（食欲、睡眠欲、性欲など）の低下といった心理的症状が続くだけでなく、さまざまな身体的な自覚症状を伴うことも珍しくない。時間が経過しても改善しない、あるいは悪化する場合には生活への支障が大きくなり、「病氣」としてとらえることとなる。そのため、仕事・家事・勉強など本来の社会的機能がうまく働かなくなり、また人との交際や趣味など日常生活全般にも支障を来すようになる。【厚生労働省働く人のメンタルヘルス・ポータルサイトから引用】

◆救護施設

生活保護法を根拠とし、身体や精神に障害があり、経済的な問題も含めて日常生活を送るのが困難な人たちが、健康に安心して生活するための保護施設。

◆民間シェルター

民間団体によって運営されている暴力を受けた被害者が緊急一時的に避難できる施設で、被害者の一時保護だけにとどまらず、相談への対応、被害者の自立へ向けたサポートなど、被害者に対する様々な援助を行う。

※民間シェルターの場所は、安全確保のため公開されていないが、岡山県では、DV やセクハラ等に関する相談 先として、岡山県女性相談所（配偶者暴力相談支援センター）、岡山県男女共同参画推進センター「ウィズセンター」、岡山地方法務局（女性の人権ホットライン）、岡山弁護士会（女性人権センター）、岡山労働局雇用均等室などから情報を得ることができる。

◆DV 防止法

正式名は、『配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律』で、配偶者からの暴力（DV）に係る通報、相談、保護、自立支援等の体制を整備し、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図る。

◆相談支援専門員

国の要件を満たし県の研修を受講した、障害特性や障害のある人の生活実態に関する詳細な知識と経験を兼ね備えた相談専門職。障害のある人の相談に応じ、及び障害のある人の更生のために必要な援助を行う。

③姉からひどい叱責・暴言を受け続けた事例（心理的虐待①）

年齢・性別	50代後半・男性
身体状況	交通事故による片足の膝関節の著しい障害・化膿性足関節炎 糖尿病、統合失調症
経済状況	障害基礎年金 2 級
福祉サービス	手帳：精神障害者保健福祉手帳（1 級）、身体障害者手帳（4 級） 障害程度区分：4 自立支援医療 利用しているサービス：生活介護（デイサービス）、居宅介護（ホームヘルプ）

【概要】

経緯：本人は、統合失調症で、居宅介護などのサービスを受けながら、母親と 2 人生活していた。10 年ほど前から、離婚した姉が、一緒に暮らしはじめる。姉は、無職だが、趣味の古着の収集に没頭していて、借金をしては大量の服を集めている状態で、家や家周辺は物で散乱している。また、姉は精神科の受診はしていないが、『パニック障害がある』と言い、気難しく激しい気性である。また本人の障害特性を理解しようとせず、尿の失敗を厳しく叱責したり、「死んでしまえ」など暴言を吐いたりしていた。

見かねた地区の民生委員が地域包括支援センターへ相談した。また同じ頃、保健所にもかかりつけの医療機関の相談員から同様の相談が入った。

結果：介護保険領域、障害福祉領域と、多方面の支援者が関わったことで、施設に入居でき、現在は穏やかに生活を送っている。

【実際の対応】

虐待の相談	地区の民生委員が地域包括支援センターへ相談したことから通報（相談）につながった。／かかりつけ医療機関の相談員から保健所へ相談したことから通報（相談）につながった。 →同居している養護者（姉）による心理的虐待の恐れ。
緊急性の判断（通報 1 日～）	当面、生命の危機はない様子と保健師からの情報があり、緊急性はないとの判断。ただし、情報から虐待視点で関わることとし、本人、関係者から意向及び情報を収集。
安全確認・事実確認（通報後 1～2 か月）	支援関係者や母親からの聞き取りにて、虐待と断定。（姉が施設に入れることを拒んでいることなど）また、室内は物で埋め尽くされており、虐待者である姉自身のセルフネグレクトも明らかとなった。
援助の実施（通報後 3～7 か月）	本人が精神的に安心し、衛生的な環境下で生活できるように、施設入所支援。また姉が申請を拒否し、成年後見制度の申立人がいないことから成年後見人の首長申立にて、本人の権利擁護を実施。介入当初から拒否を続ける姉を説得しながら、支援を進めた。 施設入所、成年後見人が決まり、関係調整が始まる。
結果	通報から 8 か月後、施設へモニタリングを実施。入所当初は不穏になることもあったが、今は穏やかに暮らしていると、管理者から聞く。本人

	が施設入所したことにより、虐待が再発する状況にないことや、成年後見人を含む各支援者により、本人の権利が擁護されていることを確認し、終結とした。
担当者から	良かった点：医療機関の相談員や母の介護保険事業所のケアマネジャーなど、本人一家のことを熟知している機関が介護保険領域と障害福祉領域を超えて連携できたこと、また本人がスムーズに施設に入所できて、虐待が解消されている点は良かった。 苦勞した点：姉については、終始振り回された感がある。セルフネグレクトの人への対応の難しさを痛感した。

【他に想定できる対応】

- ・保健師や民生委員などの訪問活動や、近隣住民などの声かけによる再発予防
- ・経済的な問題がある場合、社会福祉協議会の日常生活自立支援事業の活用
- ・虐待が繰り返される場合は、施設入所等による分離保護

【社会資源】

【関わっている支援者】

市町村行政（福祉事務所など）、相談支援専門員、地域包括支援センター、保健師、医療機関の相談員、（母の）ケアマネジャー、虐待防止アドバイザー、障害者支援施設、民生委員

【その他の施設・機関など】

医療機関、共同生活介護、共同生活援助、福祉委員、社会福祉協議会、町内会、自治会、近隣（糖尿病にて介護保険第2号被保険者に該当すれば、養護老人ホーム、有料老人ホーム、特別養護老人ホーム）

【考察・分析】

・家族支援の重要性

養護者自身にも精神疾患が疑われる場合、虐待発生のリスクはより高くなり、介入や対応も困難になることが指摘されている。障害者虐待防止法は、障害のある人と養護者への支援を一体的に進めていく枠組みであるから、障害のある人個人だけでなく、家族単位でのニーズ把握を行うことが求められる。

本人の施設入所による保護と、成年後見制度を活用した権利擁護については、スムーズに支援が進められたが、今後、母親がターゲットにされる可能性も否定できないため、本人の姉に対する支援も含めて、引き続き、この家庭の状況を見守っていく必要がある。

・虐待防止支援のネットワークづくり

同一ケースに関して、地域包括支援センターと保健所に別々のルートで相談が寄せられたが、自治体内で横の連携が図られ問題に対処できたことは重要なポイントである。

市町村における障害者虐待防止の中心として役割が期待されているのが「市町村障害者虐待防止センター」であり、養護者による虐待の相談窓口となっているが、全ての相談がセンターに届くわけではなく、この事例のように複数機関へ相談が寄せられる場合も多い。また、別の相談の中に、障害者虐待の背景が潜んでいる場合もある。その時に、

各部門同士が速やかに連携し、実効性のある対応を行うためにも、自治体内でのネットワークづくりは欠かせないポイントである。特に高齢者虐待の部局とは連携を強化し、事例を積み重ねていく中で、既存の支援システムを点検し、共通のアセスメント様式や、記録シートの一本化、地域住民にとっても使いやすい窓口機能などを整備することが求められる。

・「やむを得ない事由」による措置と必要な居室の確保

障害者虐待防止法は、市町村長に「養護者による障害者虐待により生命又は身体に重大な危険が生じているおそれがあると認められる障害者を一時的に保護する」（第9条第2項）ことを義務付けており、そのため「必要な居室を確保するための措置を講ずる」（第10条）ことを求めている。障害のある人の生命や身体への危険性が高く、現状のまま放置すれば重大な結果を招く恐れがある場合や、他の方法では改善が期待できない場合に、障害のある人を保護するために行うもので、養護者の意向にかかわらず行うだけの「やむを得ない事由」を理由として措置するものである。市町村は、入所型障害者支援施設をはじめとする施設機関や医療機関と日頃から連携し、いつでも緊急利用ができる契約を結んでおくなど環境を整備し、連携体制を確立することが大切である。

～用語説明～

◆化膿性足関節炎

化膿性関節炎とは、関節内に黄色ブドウ球菌などの細菌が侵入して、関節内が化膿してしまう病気。この関節炎は、体のどの関節にも起こる可能性があるが、膝や肘・肩・股関節などに多く見られる傾向がある。この状態が長引くと、関節の近くにある骨まで破壊されてしまう場合がある。【<http://www.green-1f.jp/site2> 引用】

◆糖尿病

血糖値（血液中のグルコース（ブドウ糖）濃度）が病的に高い状態をさす病名。無症状の状態から、著しいのどの渇き・大量の尿を排泄する状態、さらには意識障害、昏睡に至るまで様々。悪化すると、合併症などを併発し、自分だけの力で動けなかったり、動けても自由が利かなくなることもある。

※糖尿病の中で、糖尿病性網膜症、糖尿病性腎症、糖尿病性精神障害は、介護保険法の特定疾病にあたり、第2号被保険者（40歳～64歳）も利用対象となる。【厚生労働省ホームページ参考】

◆統合失調症

統合失調症は、幻覚や妄想という症状が特徴的な精神疾患。それに伴い、人々と交流しながら家庭や社会で生活を営む機能が障害を受け（生活の障害）、「感覚・思考・行動が病気のために歪んでいる」ことを自分で振り返って考えることが難しくなりやすい（病識の障害）、という特徴をあわせもっている。多くの精神疾患と同じように慢性の経過をたどりやすく、その間に幻覚や妄想が強くなる急性期が出現する。新しい薬の開発と心理社会的ケアの進歩により、初発患者のほぼ半数は、完全かつ長期的な回復を期待できるようになった（WHO 2001）。【厚生労働省みんなのメンタルヘルス・総合サイト引用】

◆地域包括支援センター

2005年の介護保険法改正で制定された地域住民の保健・福祉・医療の向上、虐待防止、介護予防マネジメントなどを総合的に行う機関。各区市町村に設置。センターには、保健師、主任ケアマネジャー、社会福祉士が置かれ、専門性を生かして相互連携しながら業務にあたる。

◆パニック障害

突然起こる激しい動悸や発汗、頻脈（ひんみやく：脈拍が異常に多い状態）、ふるえ、息苦しさ、胸部の不快感、めまいといった体の異常と共に、このままでは死んでしまうというような強い不安感に襲われる症状。【[株式会社ライフメディコム、エンパワーヘルスケア](#)から引用】

◆セルフネグレクト

飲食や体調管理、最低限の衛生状態の保持、金銭の管理などの行為をしない、あるいは、する能力がないため、安全や健康が脅かされる状態。

◆成年後見の首長申立

成年後見制度を申立てる際に、申立てをする家族・親族がいない、家族・親族が申立て手続きを行うことを拒否した場合など、申立てができない場合に、市町村長が代わって申立てを行い、本人の権利を守る制度。

◆相談支援専門員

国の要件を満たし県の研修を受講した、障害特性や障害のある人の生活実態に関する詳細な知識と経験を兼ね備えた相談専門職。障害のある人の相談に応じ、及び障害のある人の更生のために必要な援助を行う。

④配偶者からひどい暴言を受けた事例（心理的虐待②）

年齢・性別	60代後半・女性
身体状況	左上肢の3指の機能を全廃
経済状況	夫と本人の年金収入
福祉サービス	手帳：身体障害者手帳 障害程度区分：なし 自立支援医療 利用しているサービス：地域活動支援センター

【概要】

経緯：本人は夫と2人暮らし。夫は、アルコール依存症の疑いがあり、朝から酒を飲んで過ごしていた。本人の言動に対し、イライラしたときに暴言が出るが、今までは、本人が相談支援センターや精神科のかかりつけ医に相談しながら、何とか2人での生活を続けてきた。ある日、本人が、同じ話を何度も尋ねたことに腹を立てた夫からひどい暴言を受け、夫から逃れるために家を出て、相談支援事業所に助けを求めた。

結果：相談支援専門員が地域活動支援センターへの通所を促し、本人が施設に通うことで、夫との適度な距離感が保てるようになり夫の暴言も落ち着くが、その後体調不良により入院となった。

【実際の対応】

虐待の相談	本人の相談から、相談支援専門員が通報（相談） →同居している養護者（夫）による心理的虐待の恐れ。
緊急性の判断（同日）	本人から、夫が些細なことで怒るので、今日は怖くて帰れないと訴えがある。夫と離れることを考える様子もみられたため、夫からも直接状態を確かめるために相談支援専門員が本人宅に訪問し、今後の支援策を検討することとなった。
安全確認・事実確認（同日）	相談支援専門員を通じて夫からも事情を聞き、本人との間に入る。夫は「なるべく手を出さないように気を付けているが、同じことを何度も尋ねられカッとなった。気になってもそっとしておいてほしい」と話す。
援助の実施（同日～通報4か月後）	本人に夫の気持ちを伝え、関係修復を図る。また、日中は夫との距離を置くことを考えて、地域活動支援センターへ通所するよう助言。相談日以後毎日、相談支援専門員が様子伺いのため、本人宅を訪問し、通所の利用を促し、夫と適度な距離が保てるように支援。
結果	次第に夫からの暴言も落ち着き、はじめは毎日であった相談支援専門員による訪問も、徐々に間隔をあけて対応できるようになってきた。通報から約4か月後、本人から相談支援事業所へ体調不良の連絡が入り、相談支援専門員へ悲観的な発言をおこなうなど、状況的に一人で過ごすのは困難と判断し、そのままかかりつけの精神科へ入院となる。 ※これまでも入院は時々あった。
担当者から	相談支援事業所において、前からの支援経過があったので、迅速に対応

	<p>できたことが良かった。また、相談支援専門員がケースをよく把握していたので、具体的な支援が立てやすく、行政側とのやり取りも大きな支障なく進めることができた。</p> <p>その後、夫への支援者を増やすために高齢者関係者も交えてケース会議を行ったが、夫の状況が落ち着いており、またお酒を飲む以外は自立していることから、高齢者関係側からの積極的な支援を引き出すことができなかった。</p>
--	--

【他に想定できる対応】

- ・ 夫側の支援者との積極的な連携
- ・ 保健師によるアルコール依存症に対する対応などの検討

【社会資源】

【関わっている支援者】

相談支援事業所、市町村行政（福祉事務所など）、相談支援専門員、医療機関、高齢者関係側（夫）の支援者、地域活動支援センター

【その他の施設・機関など】

保健師、精神科医など

【考察・分析】

- ・ 開かれたセンター窓口の重要性

以前から相談支援事業所へ相談をすることができており、これまでの支援経過に沿い、対応が進められたと考えられる。虐待事案に関しては、このような定着した「何かの時に話に行ける」（行きたいと感じる）場として「開かれている窓口」であることが期待される。また、行政との速やかな協調的な展開は有効である。
- ・ 当事者同士の距離感の調整

日中、通所サービスを導入し、夫との距離を取るような生活空間の距離感の調整は重要なポイントであったと考えられる。このままの夫婦関係を希望する場合には、一時的に家の中でも同様の距離を取った調整など、生活環境の工夫が求められる。また、体調不良による入院となっているが、治療状態に応じて、退院後の生活場所や支援内容などについて、夫婦が継続した生活が叶うように、関係者による多角的な検討の機会が求められる。
- ・ 虐待事実と関係性の確認

夫が「怖くて帰れない」とまで感じる虐待要素はどのような内容であるのか、その虐待事実の確認および把握が重要となる。また、「夫と離れること」が離婚を意味するののかも確認することが重要である。DVでも同様に、配偶者と離婚したくても、その後の衣食住をどうして良いのか1人では考えられず、または考えることさえも想定できず、結果、判断できない（相手から逃げられない）場合も多いため、夫との関係性については時間をかけて本人が検討、判断できるように促すことが重要となる。
- ・ 虐待行為の伝達の工夫

心理的虐待は各種虐待行為の中でも、加害者は認識が持ちにくいものである。本人の

状態、症状への夫の理解がどの程度であるかを把握し、また、夫のアルコール依存症もふまえて、言葉による心理的虐待行為への理解を促すことも大切である。この点については保健師などとの連携が有効であると考えられる。

～用語説明～

◆アルコール依存症

薬物依存症の一種で、飲酒などアルコール（特にエタノール）の摂取（以下「飲酒」とする）によって得られる精神的、肉体的な薬理作用に強く囚われ、自らの意思で飲酒行動をコントロールできなくなり、強迫的に飲酒行為を繰り返す精神疾患である。患者は、アルコールによって自らの身体を壊してしまうのを始め、家族に迷惑をかけた、様々な事件や事故・問題を引き起こしたりして社会的・人間的信用を失ったりすることがある。【Wikipedia 引用】

◆相談支援専門員

国の要件を満たし県の研修を受講した、障害特性や障害のある人の生活実態に関する詳細な知識と経験を兼ね備えた相談専門職。障害のある人の相談に応じ、及び障害のある人の更生のために必要な援助を行う。

⑤同居の兄により生活環境が悪化した事例（放棄・放任①）

年齢・性別	40代後半・男性
身体状況	脳性小児麻痺により左上下肢の機能に著しい障害がある
経済状況	障害基礎年金 2 級
福祉サービス	手帳：療育手帳（A）、身体障害者手帳（2 級） 障害程度区分：3 重度心身障害者医療 利用しているサービス：居宅介護（ホームヘルプ）、行動援護、短期入所（ショートステイ）

【概要】

経緯：本人は、脳性小児麻痺による左上下肢の障害があり、居宅介護等のサービスを利用しながら自宅にて、兄と生活を送っていた。

本人を支援しているヘルパーから市町村担当窓口にご相談が入った。相談内容は、本人の衣類から尿臭がする。家中が物であふれており、本人の居室にも多くのものがある。靴が破れたままで、新しいものを買ってもらえていないなど、一緒に生活している兄によるネグレクトが疑われるという内容だった。

結果：本人の環境整備及びサービスの拡充を図った結果、生活状況は改善した。

【実際の対応】

虐待の相談	本人を介護しているヘルパーから通報（相談） →同居している養護者（兄）によるネグレクトの恐れ。
緊急性の判断（同日）	状況の整理は必要であるが、緊急性はないとの判断。関係機関を集めてケース会議を実施。
安全確認・事実確認（同日～通報後 1 週間）	ヘルパー以外の事業所にも事実を確認。また、本人及び兄の意見を聴取。 →兄は思い込みが強く、また虐待を行っている自覚がないこと、相談内容と同様の状況であり、虐待であることを確認。
援助の実施（通報後 1 週間～3 か月）	現状では、衛生面、安全面に問題があり、早急に解決する必要があるが、2 人だけでは解決できないことが想定されたため、関係機関が部屋の片づけを手伝う。相談支援専門員が定期的に訪問し、モニタリングを行うとともに、関係機関への情報提供の実施。
結果	家の片づけ、衣類の整理などにより、動線の確保及び環境・衛生面の改善ができた。また、本人の『お風呂に毎日入りたい』という希望から、居宅介護を週 1 回追加し、入浴回数が増えた。生活の改善が必要なため、本人にも規則正しい生活を送る努力や家での役割を担ってもらうこととなった。
担当者から	介入により、本人の衛生面及び安全性について質を高めることができた。ただし、養護者（兄）の負担が大きくなった部分もあるため、養護者へのケアが重要になると考えている。また、本人は今回関わった人のことを、甘えることのできる人が増えたという認識をしている節があるため、改善する必要がある。

【他に想定できる対応】

- ・保健師や民生委員などの訪問活動や、近隣住民などの声かけによる再発予防
- ・経済的な問題がある場合、社会福祉協議会の日常生活自立支援事業の活用
- ・虐待が繰り返される場合は、施設入所等による分離保護

【社会資源】

【関わっている支援者】

居宅介護、行動援護、短期入所、市町村行政（福祉事務所など）、相談支援専門員

【その他の施設・機関など】

医療機関、保健師、民生委員、福祉委員、社会福祉協議会、町内会、自治会、近隣住民、ケアホームなど

【分析・考察】

- ・状況に応じた介入と、関係者間での共有の重要性
通報により介入がなされ、本人らの生活環境に目を向けて、まずは部屋の片付けや衣類の整理などの支援に繋げ、改善したことは重要なポイントであったと考えられる。本人の同意の上で、このような支援や変化について、関係機関・関係者に情報を流し、この家族の状態への理解を密に行うことが今後一層重要である。
- ・緊急性判断と早期介入の課題
緊急性がないという判断でも、事例的に検討する意義を感じる事例である。また、兄弟の二人暮らしという1対1のいわば密室的状况においては、虐待が発見されにくい状況であるといえる。このような事例では、居宅介護などの支援事業者が、いかにサインに気づけるかということが重要である。また行動援護や、短期入所など他の事業者も関わることができれば、より早期に介入する可能性も高まる。
- ・養護者の「甘え」への理解と虐待の関係
両親から養護を受けていた頃、本人の「甘え」の対象は親であったが、両親亡き後、その甘えの対象は兄に向けられたようである。兄は養護者の立場から、40歳を超えた弟を「甘やかす」ことに抵抗を感じた可能性がある。この場合には、「甘やかすことは本人のためにならない。」「優しくすればいつまでも甘えてしまう。」という思いが高じたり、「自分でできることはさせなければ・・・」と、一歩引いて弟に接してしまう可能性がある。つまり、「甘やかさない」ことを理由に、最低限の世話しか行わないという態度が生まれ、それが長期間に渡ることによって、生活環境の悪化を招いたと推測される。実際、兄は虐待をしていた自覚はなく、むしろ兄としての務めを果たす方法が虐待行為を招いたともいえる。この場合には、一方的に兄を「加害者」と決めつけることは避けなければならないし、本人の「甘え」への理解と対応が重要なポイントとなる。
- ・家族関係のアセスメントの重要性
このような兄弟への対応のためには、これまでの生活歴、兄弟をはじめとする家族の関係性への理解が欠かせない。例えば、本人がこれまでどのような生活を送ってきたのか、両親との関係はどうだったのか、幼少期から今日に至るまでの本人と兄との関係性はどのように変化してきたのか、などである。生活歴を知り、家族関係を構造的にとら

えることで、支援のヒントが具体的に見えてくる。また、養護の役割が親から兄弟へと世代交代するなどの家族関係の変化の途上で、虐待が発生する状況が生まれるということに、支援者は注意する必要がある。

～用語説明～

◆脳性小児麻痺

胎児がお腹の中にいる時から出生直後（4週まで）の間に起きた、脳の何らかの障害による「運動の異常」。(1)運動発達の遅れ、(2)異常な運動と姿勢、(3)胸郭が変形して関節が硬くなる（拘縮）などがある。生後6か月頃までは、首の座りが遅い、反り返りが極端に強い、哺乳が極端に下手であるなどの症状で始まり、それ以降になると、興奮・緊張時に異常な姿勢をとる、手足が動きにくく突っ張る、消えるべき反射が残っている、「はいはい」やつかまり立ちができないなどに続く。学童期に入ると、二次的障害として脊柱の側弯、関節が固くなり動きが制限されることが認められたりする。【gooヘルスケアから引用】

◆相談支援専門員

国の要件を満たし県の研修を受講した、障害特性や障害のある人の生活実態に関する詳細な知識と経験を兼ね備えた相談専門職。障害のある人の相談に応じ、及び障害のある人の更生のために必要な援助を行う。

⑥支援を拒否する両親との調整に苦慮した事例（放棄・放任②）

年齢・性別	10歳未満・男児
身体状況	広汎性発達障害、多動、言葉の遅れ、こだわり、危険行為
経済状況	—
福祉サービス	手帳：精神障害者保健福祉手帳（2級）、療育手帳は対象外 障害程度区分：なし（未申請） 利用しているサービス：日中一時支援、地域活動支援センター、移動支援

【概要】

経緯：本児は3人兄弟の第2子。健診時に、発達障害のある本児について父親から、「行動が荒く、対応に困る。施設に入りたい」と訴えがあった。その後も、各機関に対して、福祉サービスの利用や金銭面のことで、同様に一方的な相談が続き、各機関と情報共有しながら、サービスの紹介や手続きの支援をした。何度も、話し合いの場を持つと提案したが、父親は感情の起伏が激しく思い込みが強い傾向にあり、拒否され続けている。本児は、食事を与えられなかったり、1人で外に出されたりすることもある。父親は、本児が実子でないため、世話をすることに対して億劫に感じている。母親はそのような父親に不満があるものの、父母間での話し合いは出来ていない。

結果：最初の相談から2年数か月が経過しているが、現在も、関係機関と父母との話し合いができない状況が続いている。

【実際の対応】

虐待の相談	小学校から第1子に関する通報（相談）があったからの関わり →同居している養護者（父）によるネグレクトの恐れ。
緊急性の判断（同日）	関係機関に情報を確認。第1子に関する情報確認から、父母の第2子（本児）を含めた児童に対する養育に異変を感じたため、同家族の支援を開始。
安全確認・事実確認（同日）	小学校、保育園へ情報確認。（父母の様子、児の様子）
援助の実施（通報後3～1年9か月）	窓口側からの話には応じない一方的な要求（施設利用の手続きのことや健診時の相談など）が続き、その都度医療機関を紹介したり、障害児の制度等を紹介しながら対応し、話し合いを持ちたいことを提案。 また父母間での話し合いもあまりできておらず、特に母親は父親の本児に対する対応について不信感を持っている。
結果	相談日から約2年数か月過ぎるが、いまだ両親は頑なに関係機関との話し合いを拒み続けているため、関係機関との情報共有を続けながら様子を見ている状態。
担当者から	特記なし

【他に想定できる対応】

- ・ 児童相談所との連携、調整の必要性（チームで関わる）
- ・ 両親の障害への理解（親の会を紹介するなど）
- ・ 児童委員や福祉委員による見守り

【社会資源】

【関わっている支援者】

小学校、保育園、医療機関、利用施設（日中一時支援、地域活動支援センター、移動支援）、市町村行政（福祉事務所など）など

【その他の施設・機関など】

親の会、発達障害の専門家、児童委員、福祉委員、医療機関

【考察・分析】

- ・ 拒否理由の把握とチーム体制による対応
関係機関との信頼関係が出来ていないことや要望したことが叶わないため、行政側が提案する話し合いを拒否し、常に一方的とも思える要求が続いていることが考えられる。提案拒否の本当の理由の把握、また関係者で十分に検討し、核となって対応する者や児童相談所との連携やバックアップのチーム体制などの検討、選定が急がれる。
- ・ 養護者との信頼関係の構築
信頼関係が構築できない限り、何度話し合いの提案を行ったとしても、拒否が続く可能性もある。相談があった際、要望だけに応じるのではなく、話にじっくり耳を傾け、何が真のニーズなのかを見つけていくことが信頼関係構築へのポイントとなる。関係構築のためには、学校などで介入の機会（送迎時）を待ったり、サービス提供やモニタリングの時期などを重視し、定期的な接触機会を設定することが大切である。把握された情報を関係者に流すなど、関係者が横のつながりを持つことも欠かせない。とくに児童の安否については関係者が役割分担し、放課後の児童の状態のチェック、健診などにおけるアザの確認、また医師などが分担して見守ることが考えられる。関係者一同が会する会議も有効である。また、両親については、ニーズが1つでもかなうことで、徐々に信頼関係が芽生え、話し合いにも応じる姿勢を持つようになるのではないかと推測される。なお、家族支援においては、父親、母親の障害の有無や精神面の問題なども確認が重要となる。
- ・ 発達障害への理解の促進
本児に関わる経過をみると、父母が苦悩し、困っていることがうかがい知ることができ。まずは、父母間の共通認識の確立、相互の気持ちの疎通性を良質なものに変えるような調整が期待される。父母に対する、本児の障害やこれまでの成長（発達）経過、発達障害についてなどの解説の実施、障害受容に向けた支援が根底に求められる。この場合には、学校の教職員、親の会、発達障害の専門家、児童委員など身近な人々により接触を進めていくことが重要と考えられる。

～用語説明～

◆広汎性発達障害（PDD）

社会性に関連する領域にみられる発達障害の総称。小児自閉症、アスペルガー症候群、レット症候群、小児期崩壊性障害、特定不能の広汎性発達障害、その他が含まれる。【gooヘルスケアから引用】

◆多動

場面や状況に応じて集中することが難しく、じっと座っていることができずに動き回っている状態。他の子どもたちが皆、席についても、また先生が「席につきなさい」と指示を出しても聞かず、歩きまわったりする。多動には「移動性多動」と「非移動性多動」がありますが、上記のケースは移動性多動。非移動性多動の場合は、席を立つことはしないが、はっきりなしに体を動かしたり、物をいじったりして授業に集中できない。成長するにつれて、移動性多動から非移動性多動へと移行していくのが通例。【メンタルナビ：ヤンセンファーマ株式会社から抜粋】

◆親の会

障害のある子どもを持つ保護者の会の組織。障害によって様々な会があり、全国的な大規模なものから小規模のものまである。

（参考）

知的障害のある人（児童）は、以下のいずれにも該当するもの

- ・発達期（おおむね18歳未満）において遅滞が生じること。
- ・遅滞が明らかであること。
- ・遅滞により適応行動が困難であること。

※知能指数が70ないし75未満（以下）のもの」といった定義がなされることもある【Wikipediaから引用】

⑦父親から度重なる金銭搾取を受けた事例（経済的虐待①）

年齢・性別	10代後半・女性
身体状況	概ね健康。日常生活は自立だが、軽度声掛け、見守りは必要
経済状況	労働収入
福祉サービス	手帳：療育手帳（B） 障害程度区分：なし 利用しているサービス：共同生活援助（グループホーム）

【概要】

経緯：本人は、特別支援学校を卒業後に実家を出て、グループホームで生活しながら働き始めた。しかし、グループホームで生活し始めるとすぐに、父親からの金銭の要求がはじまる。また、グループホームや職場にも何度もお金を要求するようになり、グループホームでは対応困難ということで市町村担当課に相談が入った。本人は、不安から仕事を休みがちになってしまう。相談から、1年3か月程経ったある日、父親が本人の施設に怒鳴り込んできたため警察に通報した。

結果：本人を別の施設へ一時保護し、現在も今後の支援を検討中である。

【実際の対応】

虐待の相談	本人が入居しているグループホーム管理者から通報（相談） →養護者（父）による経済的虐待の恐れ。
緊急性の判断 （通報翌日）	個別ケース会議を実施。父親との話し合いが必要と判断する。
安全確認・事実確認（通報翌日～10か月）	父親、グループホーム職員、支援学校関係者、市町村担当で話し合い、搾取を行わないことを約束させ、一旦は落ち着くが、しばらくして搾取が再現。施設職員や担当課の見守りの中、週末は自宅へ帰省する生活を続けるが、通報から10か月後、父親の金銭搾取がひどくなったと相談支援事業所から通報（相談）が入る。 ※妹も、父親から金銭搾取をされていることが発覚。 ※母親は父親からDVを受けていたことが発覚。
援助の実施（通報後10か月～1年3か月）	虐待防止アドバイザーの弁護士へ相談に行き、『このまま両親との距離感を持ち続けるなら、社会福祉協議会の日常生活自立支援事業等で金銭の管理をするしかない』とのアドバイスを受け、対応していた。 相談から1年3か月後、母親が父親からのDVにて警察に相談、保護された。急に家族と連絡が取れなくなり逆上した父親が、施設へ怒鳴り込んできたため、警察へ通報。当日から本人を別の施設へ一時保護する。
結果	本人は現在も一時保護中であり、支援方法については、現在も検討中。
担当者から	母親の動向と同調しつつ本人には自立した新しい場所での生活支援に向け、支援者が継続検討中である。

【他に想定できる対応】

- ・ 父親と距離を置くために誰が今後の支援を行っていくか明確にしていく
- ・ 警察に相談（被害届提出）
- ・ 成年後見制度の利用（民法 7 条の規定から成年被後見人となり得るのは必ずしも成年者とは限らない。条文には 20 歳以上という要件は明記されていない。ある程度成熟し、かつ判断能力の回復が見込まれない場合は 20 歳になるのを待たずに成年後見制度の申立を行うことができる）

【社会資源】

【関わっている支援者】

共同生活援助関係者、一時保護施設、支援学校関係者、相談支援事業所、市町村行政（福祉事務所など）（生活保護担当課、子育て関連の担当課など）、保健師、虐待防止アドバイザー、警察、家族

【その他の施設・機関など】

社会福祉協議会など

【考察・分析】

- ・ 関係機関一丸となった毅然とした対応の重要性
本人に対しても許されることではないが、施設や職場という、本人にとって大事な生活環境にまで及び搾取行為は、虐待行為であるだけでなく、本人の自立生活の進展を著しく妨げる行為として、社会福祉関係機関が一丸となり、毅然とした対応が重要となると考えられる。
- ・ 親子の精神的つながりを把握した上での支援
その一方で、本人の「親の経済的虐待行為」に対する気持ち、戸惑いや悲しみなどを把握し、適切な支援が求められる。とくに、週末帰省するという生活の中では、経済的虐待への対応を徹底できなかった可能性もあり、両親との精神的な距離感を把握し、本人の意思確認の上で虐待を回避する手立ての検討が重要なポイントと考えられる。社会福祉協議会の日常生活自立支援事業などを活用し、福祉サービスの利用手続きの援助の代行や、日常的な金銭管理などを支援することが有効であったと考えられる。なお、この事例では、事業担当者には両親と本人の間に入り、金銭搾取、トラブルへの介入、調整の役割なども期待されることに留意が必要である。
本人の父親からの虐待行為への気持ち、また一方で「愛情」のあり方は初期段階で把握が必要な内容と考えられる。障害の状態や言語能力、理解力などによって、複雑な感情の表現が難しい場合も考えられるが、様々な場面や事例を例えに示し、開かれた質問を有効に用いて感情の表現を求めることが重要といえる。また、その一方で意思確認については閉じた質問を多用し、理解の状態を把握しながら確認することが不可欠である。
- ・ 金銭搾取の背景にある金銭問題への対応
家族（本事例では父親）からの金銭搾取は、その家族の金銭事情・借金などの問題と結びついている可能性がある。借金問題などは法律家に相談を促したり、積極的に間を取り持ち、早期の金銭問題の解決に繋がられるように促すことも重要である。

～用語説明～

◆高齢者・障害者虐待防止アドバイザー（虐待対応専門職チーム）

高齢者虐待に精通した弁護士と社会福祉士からなるチームが、それぞれの視点から担当者に助言を行い、対応力を高めることをめざして、2006年に創設された。2012年10月に障害者虐待防止法が施行されたことにより、2014年度から、障害者虐待防止対応も行うこととなる。

◆日常生活自立支援事業

日常生活自立支援事業とは、認知症高齢者、知的障害のある人、精神障害のある人等のうち判断能力が不十分な方が地域において自立した生活が送れるよう、利用者との契約に基づき、金銭管理や福祉サービスの利用援助等を行うもの。

実施主体：都道府県、指定都市社会福祉協議会

◆開かれた質問

開かれた質問とは、「どうして/どのように/どんな～」など相談者に自由な応答を促す質問のこと。相談者の自己開示を促進する効果があり、信頼関係の形成に欠かせない。

◆閉じた質問

閉じた質問とは、「はい/いいえ」で答えられるような質問。応答が制限されているため、緊張が強いクライアントでも答えやすく、必要な情報を手早く集めるのに適している。

⑧母親の施設入所により孤立化した事例（経済的虐待②）

年齢・性別	50代後半・男性
身体状況	痩せ細っている（食事が満足に与えられていなかった）
経済状況	障害基礎年金2級
福祉サービス	手帳：療育手帳（B） 障害程度区分：なし 利用しているサービス：なし

【概要】

経緯：本人には、知的障害があり、障害年金を受給しているが、高齢の母親と2人暮らしのため、別居の妹に金銭管理を任せて、妹の子の手助けを受けながら生活を送っていた。その後、母親の認知症がひどくなり、母親が介護保険関係施設へ入所してからは、その手助けが滞るようになる。お金もなくなり、生活に困った本人は、相談支援専門員に『食べ物を買うお金がないので、生活保護の申請をしてほしい』と相談に行った。自身が障害年金を受給していることを知らなかったための行動であり、妹の経済的な虐待が疑われた。

結果：本人の生活を最優先に、食生活をはじめとする生活支援を中心に支援を実施（受診も勧めていたが、本人が嫌がり未受診であった）。亡くなる直前まで、体調が悪い様子はなかったが、支援の途中、本人は、突発的な心臓の病にて亡くなり、終結となった。

【実際の対応】

虐待の相談	本人を介して相談支援専門員からの通報（相談） →別居している養護者（妹）による経済的虐待の恐れ。
緊急性の判断（同日）	相談時、食べる物がなく、痩せ細り、栄養状態が悪化していると考えられる状態だったため、早急な対応を要すると判断。
安全確認・事実確認（同日）	本人は自分が障害年金を受給していることも知らなかった。経済的な虐待と判断されたが、本人の身体状態を考えると、食生活をはじめとする生活中心の支援が最優先されると判断。
援助の実施（同日～数週間）	食生活をはじめとする生活支援に重点を置き、支援を行う。 ※受診を勧めたが、本人が嫌がり、未受診。
結果	対応中、安否確認のため自宅を訪問した際、応答がなく、玄関が空いていたため、室内を確認すると、布団の中で死亡していることを確認。突発的な心臓の病による死亡にて、支援終結となる。
担当者から	被虐待者へのかかわりは、何度もあったが、最終的に障害者虐待として緊急に動くことができなかった。本人の障害年金の管理を妹から第三者にする成年後見制度の利用を早い段階で決断すべきであったと考える。本人の体調は、直前まで悪い様子はなかったが、突発的な心臓の病で死亡（警察の検視結果）ということになった。

【他に想定できる対応】

- ・生活支援と同時進行で、養護者から聞き取りを行い、虐待が断定された場合は、日常生活自立支援事業または成年後見制度につなげる
- ・民生委員や近隣住民などの声掛け

【社会資源】

【関わっている支援者】

市町村行政（福祉事務所など）、相談支援専門員

【その他の施設・機関など】

虐待防止アドバイザー、社会福祉協議会、地域包括支援センター、民生委員、近隣住民など

【考察・分析】

- ・悔やまれる事例から学び、活かす姿勢を
本人から SOS が示され、食生活などの生活支援を展開した矢先の死去にて、関係者に悔いの残る事例であろう。このような悔やまれる事例を題材に、望ましい支援のあり方、地域における支援体制などについて話し合い、同じような事案が生じないように活かしていくことも重要と考えられる。
- ・親亡き後の障害のある人の孤立防止の意識の重要性
本事例のように、母親の施設入所等によって、母親への在宅支援が途切れ、それまで関与していた人的資源も遠のき、単身化した同居家族が孤立化することへの注意が必要である。世帯を総体的に捉え、在宅に残された者（障害のある人や高齢者など）の状態を把握し、場合によっては新たな地域との繋がりや支援策を検討することの重要性を伝えてくれた事例である。このような場合、高齢者支援を実施しているケアマネジャーなどの関係者が子どもへの支援担当課への情報伝達を行なうことが重要であり、この事例も地域包括支援センターとの協働が求められたと考えられる。
障害のある人の親は、子どもの自立に向けて早期から社会的支援とのつながりを築くような姿勢が望まれる。また、各自治体は親亡き後の障害のある人の自立生活を想定し、事前把握に努め、支援関係を検討していくことが求められる。
母親、本人ともに、成年後見制度や日常生活自立支援事業などの経済的な支援策を講じる必要があったと考えられる。本人たちから制度名を出して利用を求めてくることの方が稀で、関係者からの情報提供、理解できるような伝達方法の工夫などが重要である。
- ・当事者不在の支援策：本人主体の制度活用をめざして
本事例は、生活苦から不十分な栄養状態に陥り、相談申請が行なわれた事例である。本人が障害年金を受けていたことを理解しておらず、本人が活用すべき制度が本来の目的に沿って活かされていなかったといえる。年金制度や受給申請経過などは本人主体で行なわれ、また関連情報が本人へ伝達されることの原則を重視すべきである。本事例のように、年金などの制度が本人不在で活用される事例は他にも多く存在すると推察される。本人主体の制度活用が結果的には虐待防止にもつながっていくと考えられる。このため、本人の主体性を尊重した制度活用を意識し、めざすことが求められる。

～用語説明～

◆日常生活自立支援事業

日常生活自立支援事業とは、認知症高齢者、知的障害のある人、精神障害のある人等のうち判断能力が不十分な方が地域において自立した生活が送れるよう、利用者との契約に基づき、金銭管理や福祉サービスの利用援助等を行うもの。

実施主体：都道府県、指定都市社会福祉協議会

◆相談支援専門員

国の要件を満たし県の研修を受講した、障害特性や障害のある人の生活実態に関する詳細な知識と経験を兼ね備えた相談専門職。障害のある人の相談に応じ、及び障害のある人の更生のために必要な援助を行う。

◆高齢者・障害者虐待防止アドバイザー（虐待対応専門職チーム）

高齢者虐待に精通した弁護士と社会福祉士からなるチームが、それぞれの視点から担当者に助言を行い、対応力を高めることをめざして、2006年に創設された。2012年10月に障害者虐待防止法が施行されたことにより、2014年度から、障害者虐待防止対応も行うこととなる。

◆地域包括支援センター

2005年の介護保険法改正で制定された、地域住民の保健・福祉・医療の向上、虐待防止、介護予防マネジメントなどを総合的に行う機関。各区市町村に設置。センターには、保健師、主任ケアマネジャー、社会福祉士が置かれ、専門性を生かして相互連携しながら業務にあたる。

障害者福祉施設従事者等による虐待

⑨入所者に対し咄嗟の行動で手を出してしまった事例（身体的虐待①）

年齢・性別	30代前半・男性
身体状況	集団行動がとれず、粗暴（噛付く、叩く、蹴る、器物破損等）、異食などがみられる
経済状況	—
福祉サービス	手帳：療育手帳（A） 障害程度区分：5 利用しているサービス：生活介護

【概要】

経緯：本人は、強度行動障害の判定を受けている。幼い頃から集団行動がとれず、粗暴などで、家庭での養育が困難となり、支援施設で生活を送っている。粗暴、異食などが続いたため、精神科と相談しながら対応中であったが、施設での作業中に、ある支援員を叩いてしまう。驚いたその支援員は、再度叩きそうなそぶりを見せた本人より先に、咄嗟の行動で手を出してしまい、本人の顔を叩いてしまった。それを目撃した利用者から施設管理者へ相談が入った。

結果：施設は、『不適切なケア』として、すぐに予防策を講じ、市町村担当窓口へ報告した。現在は、対応方法をマニュアル化し、職員同士で共有認識、本人の支援を行っている。

【実際の対応】

虐待の相談	施設入所利用者から施設管理者へ通報（相談） 【対応後行政へ報告】 →施設職員による身体的虐待の恐れ。
緊急性の判断 （相談後 11日）	施設にて適切な事実確認及び再発防止について対応した後の報告であることや突発的なケースであり、常態化している状況ではないため、緊急性はないと判断。
安全確認・事実確認（通報後7日）	虐待防止の委員会を中心に、施設内で事実確認を実施。 作業を行う準備が不十分なまま本人を誘導し、準備のため目を離した際に支援員の正面に来て頭を叩いた。叩かれたことに驚き咄嗟に手を出してしまった。マニュアルがあることは知っており、いつもはホールディングで対応していて、今回のようなことは初めてと支援員。
援助の実施（通報後7～11日）	施設：家族に状況説明と謝罪を実施。再度本人についての支援方法を見直し、対応策を検討。 行政：手が出やすい状況を作らないように、早目の対応を心がけることや、本人から手が出た時も、距離をとること、ホールディングなどで、落ち着くタイミングまで待つことなど、複数対応も含めて、普段から対応方法の共通認識を図るよう促す。
結果	施設内で、対応方法をマニュアル化し、さらに職員同士で共有しながら、

	本人の支援にあたっている。
担当者から	<ul style="list-style-type: none"> ・施設からきちんと、「虐待」として報告が上がってきており、当該施設においては、職員の意識の高いことをうかがい知ることができた。 ・強度行動障害のある方のケースでは、他の入所者への危険回避のために、職員自らが利用者の盾になり、身体中傷やアザだらけになる場合も多く、いつも同じ体制、対応がとれるわけでもない。 <p>「不適切な対応だった」とすぐに反省し、施設全体で共有できているうちは、大丈夫であると考える。</p>

【他に想定できる対応】

- ・個別支援計画の強化（計画に対応策を入れ、職員間で共有⇒マニュアルづくり）
- ・職員間で常に対応に関して話し合いの場を持つ
- ・（強度行動障害の）専門家のアドバイスを施設として受ける

【社会資源】

【関わっている支援者】

市町村行政（福祉事務所など）、支援施設

【その他の施設・機関など】

強度行動障害の専門家、施設支援のツール（会議の持ち方、対応研修など）、施設内で委員会をつくる（個別のマニュアルづくり）

【考察・分析】

- ・虐待に至る前の不適切ケアへの認識を

行為後、即時に施設全体で共有、対応していることが重要なポイントと考えられる。このような対応に至るためには、日頃から不適切ケアへの認識が無ければならない。自分の身を守るための叱咤の行動の中に、防衛的行動が生じることは不思議ではない。しかし、障害者福祉施設は「対人援助の場」であることに誇りをもち、職員の行動が利用者へ与える影響に真摯に向き合うことが大切である。
- ・相互チェック機能：リスクマネジメントのしくみの重要性

明確な虐待行為と判断できない不適切行為は「グレーゾーン」といわれ、その範囲は幅広い。障害者虐待防止法により通報義務の認識も拡充しつつあり、施設職員は日常的に“自分の気がつかない”言動を相互にチェックし合う必要がある。しかし、このチェック機能を、職員個人間に安易に任せるだけでは監視関係にとどまり、良い効果は期待できない。相互チェック機能を実行あるものとするには、相互の共有感とコミュニケーションが欠かせない。障害者福祉施設ではリスクマネジメントというと、「ひやりはっ」との取組などをイメージするかもしれないが、今後は「職員相互の不適切行為に関するチェック機能」の観点もまた、リスクへの対応策として施設全体のしくみとして位置づけることが大切である。

～用語説明～

◆強度行動障害

直接的他害（噛みつき、頭つき、など）や間接的他害（睡眠の乱れ、同一性の保持）、自傷行為などが、通常考えられない頻度と形式で出現し、その養育環境では著しく処遇の困難なものをいい、行動的に定義される群。【行動障害児（者）研修会（1989）「強度行動障害児（社）の行動改善及び処遇のあり方に関する研究」（財団法人キリン記念財団助成研究）から引用】

◆ホールディング

自傷他害の恐れがある場合などに体を抑え込むなど一時的に行動の抑制を行うこと。身体拘束につながるため「切迫性・一時性・非代替性」を満たすこと、個別支援会議などで組織として決定し支援計画に記載すること、本人・家族への説明、状況・時間・理由の記録などが重要となる。

⑩行き過ぎた介護行為の事例（身体的虐待②）

年齢・性別	20代後半・男性
身体状況	重度の身体・知的障害により意思表示困難 ※自然排便が困難なことから、服薬と浣腸による排便コントロールを継続中
経済状況	—
福祉サービス	手帳：療育手帳(不明)、身体障害者手帳(不明) 障害程度区分：6 利用しているサービス：生活介護

【概要】

経緯：本人は、重度の身体・知的障害があり、施設にて支援を受けながら生活を送っている。障害により、自然排便が困難であり、服薬と浣腸による排便コントロールを行っている。本人を3名の職員で支援した際、排便を促すため、職員のうち1名が利用者にもたがり、本人の腰部を強く押すなどの職員による行き過ぎた行為があったとして、施設から行政機関に報告があった。

結果：担当課は、事実を確認したため、改善と再発防止を指導した。

【実際の対応】

虐待の相談	施設から行政機関への報告（通報） →施設職員による身体的虐待の恐れ。
緊急性の判断 （通報後1日）	担当課への情報提供を実施。 事実の詳細及び、他に同様の行為が行われていないか調査・報告するよう指示。
安全確認・事実確認 （通報後12日）	施設からの報告。 排便支援の際、本人を廊下で腹這いにさせ、職員がまたがっていたことが判明。
援助の実施（通報後18日）	現地において、行政機関にて事実確認を実施し、報告内容が事実であることを確認した。
結果	事実が判明したため、対応の改善と再発防止を指導。
担当者から	特に、事後の検証・再調査を実施していないため、法人指定・指導担当課による実地指導の機会を利用し、早期に指導内容の履行状況を調査する必要があると思われる。

【他に想定できる対応】

- ・個別支援計画の強化（計画に対応策を入れ、職員間で共有⇒マニュアルづくり）
- ・職員間で常に対応に関して話し合いの場を持つ
- ・研修による対応確認
- ・行政機関によるその後の現状調査

【社会資源】

【関わっている支援者】

行政機関、入所施設、市町村行政（福祉事務所など）

【その他の施設・機関など】

医療関係者（排便コントロールの方法指導など）

【考察・分析】

・ケア手法の探求と「不適切ケアの防止」のつながり

意思確認の困難な利用者への支援はとまどいの連続であろうと推察される。しかし、このことが日常化してしまうと、ケアも「マンネリ化」し、作業と化し、不適切ケアの慢性化を生むことになる。専門職として、ケア手法（排便コントロールの方法指導など）の探究とチーム協働による努力が不可欠と考えられる。

不適切ケアの検討後には、改善策や課題を明記させ、個別のケアプランに明確に反映させるように取り組むことが大切となる。

・ケアを支える多様な知見

排便は、食事内容や日々の全身の運動機能、胃・腸の機能、腸内細菌状況、また排便のタイミングなど多様な要素により影響を受けるといわれる。専門的な知見を活かし、ケア行為と連動させて捉え、ケア技術の向上をめざすことが重要であると考えられる。また、これらに関わる職員がチームとなって協働できるような姿勢を施設内に浸透させることが重要である。

・コンサルテーション導入の意義

上記の専門的知見については、同職種間だけではない、他職種（ここでは栄養士、専門医など）からの指導、アドバイスを受けること（コンサルテーション）で、狭く特殊に捉えていた自分の領域の課題が他分野のものの視方を通して比較の上で理解することもでき、多面的な対応に繋がっていく可能性がある。

～用語説明～

◆コンサルテーション

機関、組織、個人などが、多機関、他部門の専門家との相談・協議や指導を受けること、また逆に専門家がそれらを行うこと。

使用者による虐待

⑪上司の行き過ぎた指導により仕事を辞めてしまった事例（身体的虐待）

年齢・性別	40代後半・男性
身体状況	—
経済状況	工場での軽作業：正社員
福祉サービス	手帳：療育手帳（B） 障害程度区分：2 利用しているサービス：居宅介護（ホームヘルプ）

【概要】

経緯：本人は、工場で正社員として軽作業に従事していた。母親が、本人の身体にあざができていたことを発見し、相談支援専門員に相談し、相談支援専門員から市町村担当課へ身体的虐待についての通報が入った。

本人は、その時のことを、「上司に殴られ、転げたときに負傷した」と主張した。一方上司は、「度重なるミスに対して怒り、置いてあった箱を蹴った際、本人がそれをよけて転び、目の横を切ったため処置をした」と主張し、双方の言い分は違っていた。

結果：家族が警察への被害届提出を望まなかったため、市町村担当課にて、「使用者の障害のある人に対する接し方/仕事に関する指導方法」に対する指導を行った。使用者は対応について反省し、会社側も復職を望んだが、本人が望まなかったため、退職手続きを進めた。

【実際の対応】

虐待の相談	家族から相談支援専門員を介して通報（相談） →使用者による身体的虐待の恐れ。
緊急性の判断 （通報後 1～5日）	家族が被害届を出すか否かを決定した後に今後の流れを再考。 被害届提出⇒傷害事件として警察管轄 提出しない⇒使用者による虐待事例として対応 ⇒家族の意向で、相談の形で処理されることとなったため、対応開始。
安全確認・事実確認（通報後 7～13日）	本人、家族及び事業主と状況に応じ面談を実施。 面談の結果、双方の話に食い違いがあることが分かる。 聞き取った調査内容を家族に知らせる。
援助の実施（通報後 13日）	会社側に障害者に対する認識不足と仕事に対する指導方法に問題が見られたため、指導を実施。
結果	・使用者は反省し、復職を望んだが、本人に復職意思がないため、退職手続きを進めた。（退職については、母親、市町村担当課で実施。診断書に記されている期間を病気休暇扱いとし、その後有給休暇を利用した後退職とする。） ・日頃、使用者が本人に対して世話を良くしていた点から、家族了承の上、虐待事例ではなく「障害のある人に対する接し方/仕事に関する指

	導方法」に対する指導とした。 ・ 今後は、市町村担当課及び相談支援専門員などが、本人にかかわり、相談・支援を充実させる。
担当者から	・ 最初の通報があった時点で、現状確認を担当者としてすべきであった。 （写真確認による怪我の状態は、「殴られた、蹴られたもの」ではなく、何かに「ぶつけてできた傷」に思われたため） ・ 警察へ相談に行く前に、相手側にも状況確認をする必要はなかったのか。（対象者の証言に一貫性がなかったため）

【他に想定できる対応】

- ・ 使用者の虐待防止法に対する知識の向上（基本的な障害への理解から対応方法など）
- ・ 双方からの同時聞き取り、現状確認を行う（お互いの証言の食い違いが減る）

【社会資源】

【関わっている支援者】

市町村行政（福祉事務所など）、相談支援専門員

【その他の施設・機関など】

障害者虐待防止研修

【考察・分析】

- ・ 企業としての障害者雇用の理念の重要性
本事例は、使用者の対応への反省もみられており、今後の障害者雇用方法や対応の改善に向けた重要なポイントを示していると理解される。
当事者与他職員の意見が食い違う場合には、丁寧な聞き取りが求められる。使用者が本人の世話を良くしていたという点は、一方では2者の近い関係を感じさせるが、人間関係のトラブルにおいて近い良好な関わりが転じてマイナスの事態が起きることも珍しくはなく、過剰な依存感情を利用者に起こす可能性もある。企業という組織として障害者雇用のあり方を考えていくこと、企業としての受入れの理念に直結する課題があると考えられる。
- ・ 雇用上の指導と心理的虐待の関係
使用者や職員が、たとえ利用者の抱える障害を十分に理解していたとしても、「働くこと」を成り立たせようとする「できない」ことの実態に目が行き、時に「本人の今後のためにならない」、「本人が役割を果たしてくれないと困る」などの考えに結びつき、厳しい指導となることが推測される。「今度失敗したらやめさせてやる」という発言は、どんな意図があろうとも、言葉の脅迫（心理的虐待）に該当し、伝達、対応方法などの工夫が望まれる。
- ・ 雇用や社会参加のための資源の拡充を
本事例では本人の意思により就労継続が叶わなかったが、障害のある人の雇用や社会参加に向けて、利用者とその家族が声をあげる機会の拡がりや、社会資源の増大が期待される。

～用語説明～

◆相談支援専門員

国の要件を満たし県の研修を受講した、障害特性や障害のある人の生活実態に関する詳細な知識と経験を兼ね備えた相談専門職。障害のある人の相談に応じ、及び障害のある人の更生のために必要な援助を行う。

⑫他の労働者の虐待を放置して監督義務を怠った事例（放棄・放任）

年齢・性別	20代後半・男性
身体状況	—
経済状況	期間契約社員として就労している
福祉サービス	手帳：療育手帳（B） 障害程度区分：不明 利用しているサービス：共同生活援助（グループホーム）

【概要】

経緯：グループホームで生活を送っている本人から、過去の就労先で、身体的、心理的虐待を受けていたと、相談窓口へ相談があった。具体的には過去の就労先の正社員から侮辱する言葉を浴びせられたり、怒鳴られたり、蹴られたりなどしたものだ。

結果：事実確認の結果、虐待者は、本人より年下で、精神障害が疑われる状態であった。就労先の事業主も再三にわたり、虐待者を指導していた。行政機関は、今後も就労先（事業主）へは、施設の職員から、（職場訪問時などに）虐待防止についての働きかけを続けてもらうことを依頼した。

【実際の対応】

虐待の相談	本人から相談窓口へ相談 →使用者によるネグレクトの恐れ。（他の労働者の虐待放置）
緊急性の判断 （同日）	過去の就労先のことでもあり、今後の関係機関の対応等についての報告を本人が希望せず。緊急性はないと判断。
安全確認・事実確認（通報後3日）	本人が入居しているグループホームに赴き、管理者から本人の生活面などについて聞き取りを実施。過去の就労先でのいじめは事実であること、また虐待を行なったとされる労働者自身にも精神障害（発達障害）が疑われること、就労先の事業主も再三にわたり、虐待者を指導していたことが分かった。
援助の実施 （随時）	本人が入所しているグループホームから積極的に障害者を受け入れている事業所であるため、グループホームの職員からの働きかけの継続を実施。
結果	グループホームの職員から、職場訪問時などを利用して、入所している障害のある人を受け入れている事業所の事業主に対して虐待防止についての働きかけを続けてもらうことを助言。
担当者から	—

【他に想定できる対応】

- ・使用者の虐待防止法に対する知識の向上、障害に対する理解
- ・使用者の相談援助支援のスキルアップ
- ・担当施設との連携強化

【社会資源】

【関わっている支援者】

担当課、グループホーム関係者、使用者

【その他の施設・機関等】

障害者就業・生活支援センター、ハローワーク、障害者職業センター、障害者権利擁護センター

【考察・分析】

・ 事実確認の重要性

本人からの通報に対応し、過去の状態や情報を聞き取って行われた事実確認は重要なものである。過去形であっても、事案は多くの課題、時に教訓を教えてくれるものである。すでにこの利用者は勤務していないが、その後の状況をグループホームの職員と連携し、継続的に把握していくことが期待される。この利用者の経験したような慢性化したいじめ、虐待がその後も他の利用者へ影響を及ぼしているとするれば、事業主の責任が大きく問われることとなる。この意味から、安全確認、事実確認の必要性がまだ残っている事例とも考えられる。

・ 関係機関による障害者雇用への関与の大切さ

企業の障害者雇用における対応の困難さは、企業任せでは改善できにくい。使用者側の相談援助支援のスキルの向上にも、関係機関は積極的に関与を心がけ、取り組んでいく必要がある。

障害特性をふまえた仕事や役割の検討のためには、専門的な知見が重要となる。ジョブマッチングの検討は、現実の課題に直面し、具体的な改善策の検討にもなり得るため、継続的雇用を支える支援策の1つとも考えられる。

・ 多様な人材関与によるパワー・インバランスの確保

グループホームの職員が事業主に働きかけることは有効なものと推測されるが、様々な立場からの関与によるパワー・インバランスを念頭に、支援センター職員も同行して話し合うことも重要とも考えられる。

～用語説明～

◆障害者就業・生活支援センター

障害のある人の身近な地域において、雇用、保健福祉、教育等の関係機関の連携拠点として、就業面及び生活面における一体的な相談支援を実施する。

◆ハローワーク

就職を希望する障害のある人の求職登録を行い、専門職員や職業相談員がケースワーク方式により、障害の種類・程度に応じたきめ細かな職業相談・紹介、職場定着指導等を実施する。

◆障害者職業センター

障害のある人に対して、職業評価、職業指導、職業準備訓練、職場適応援助等の専門的な職業リハビリテーション、事業主に対する雇用管理に関する助言等を実施する。

◆ジョブマッチング

一般に、働き手が有する気質や能力と雇い手の求める人材像がどの程度一致しているかを測り、仕事と人材、企業と個人をつなぐことをいう。ジョブコーチ（障害のある人の就労に当たり、できることとできないことを事業所に伝達するなど、障害のある人が円滑に就労できるように、職場内外の支援環境を整える者）らが、個別に仕事内容を検討し、調整を検討していくことをいう。

◆パワー・インバランス

均衡のとれた力関係。2 者関係のみでは上下関係になったり、一方的な関係に固定化することを回避するように、複数の立場の者・機関などが関わり、力関係のバランスをとる。

総合考察

本事例集には、県内の障害者虐待の実例が寄せられた。具体的には、障害のある人や、障害のある人を取り巻く人々の生活の苦悩、関係性の困難さ、地域体制や福祉的支援の課題の実態が経過とともに明らかになった。ここでは、12 事例全体を通じた総合的な考察として、以下の4点を提起する。

1. 障害者虐待事例の解決と予防のために声をあげられる社会の構築を

本事例集によって理解された諸課題は、障害者虐待という明確に虐待と判断される事例のみにみられる訳ではない。課題の重篤さや緊急性の差はあっても、多くの障害のある人の生活に散見される課題でもある。このため、障害者虐待事案の解決のみならず、予防に向けた関係者の取組強化が一層期待されると考えられる。この意味で、本事例にみられた各課題は虐待に至る前の予防の着眼点としても重要な意味がある。

私たちは障害者虐待を起こす可能性もあると同時に、誰もが障害を持つ可能性があることから、障害者虐待を受ける可能性もある。本事例集で示された課題や考察・分析の内容は、遠い他人事ではなく、身近な私たち自身の課題なのである。このことを私たち一人ひとりが改めて心に刻まなくてはならない。

何よりも重要なことは、障害者虐待に関わるとまどいや困難、迷いを隠さずに、より良い状態を求めて、誰もが声をあげていくことである。そして、その声には誰もが積極的に心を寄せて共有し対応策を検討していく必要がある。障害のある人に関わるすべての担い手には、①これら課題に取り組むこと、②本事例集で事例を提起くださった方々のように、自らも隠さずに提起をしていくこと、そして、③声をあげられるような風通しの良い社会を築いていく使命を認識することが求められる。

2. 活用する資源の拡充を図ること～残されている資源活用の可能性～

すべての事例に共通することは、地域において活用可能な社会資源（法も含む）、人的資源など、地域で暮らしていく上での何らかの「資源活用の可能性」が残されていたという点である。障害のある人に関わる支援者は、課題を抱えている当事者（障害のある人や家族など）へ各種資源を有効に結びつけるという意識を改めて持つ必要がある。また、この過程における拒否的な意向、攻撃的な態度に対する対応は簡単ではない。本人・家族などがこれまでどのように障害を受けとめてきたか、支援者はその経過や家族間の葛藤などの歴史と思いを把握しながら、障害への理解を深めることが重要なポイントである。

障害をめぐる課題を社会制度の担い手や支援者がしっかりと捉えていく過程の中でこそ、多角的な視点が与えられ、本人や家族は自らが抱えている個別課題や実状に向き合うことができるようになると推察される。関係者による粘り強い働きかけ、また日常的な信

頼関係の形成へ向けた努力が、当事者が資源や支援を活用することへつながり、結果として、状態の改善や、困難な課題の解決が総合的に実現していくものと考えられる。

3. 絆や熱き思いを“障害のある人の自立支援”へプラスに作用させるために

日本には、長きにわたる家制度の考え方があり、未だに「親のものは子どものもの、子どものものは親のもの」といった発想が無意識にも残っていると考えられる。その絆は時に人間としての精神的安定や豊かな成長を支える源でもあるが、個人の極端な熱い思いが、時として共依存関係や、過度に狭く偏った関係を生みだし、当事者個人の予測を超えるいらだちを生じさせ、ひいては虐待に歯止めが効かなくなることもあり得る。

これは家族だけではなく、障害者雇用事業者も施設職員にも当てはまり、社会的熱意ゆえのプライドが、時として変容し、「雇用してやっている」「支援してやっている」などの感覚を生む。コミュニケーションの取りにくさなどにより、本人抜きで事業者や施設職員が、家族と一体化するような事態は、時に本人の意思を損なう危うさを包含している。障害者虐待防止法で謳われているように、公的部門が法的に機能をより充実させ、障害のある人の自立に向けて有効な就労支援・福祉支援が展開できるよう関わっていく必要がある。

4. 急がれる“分野を超えたネットワーク”の構築

事例は障害のある人本人のみの課題ではなく、世帯単位の課題を見いだせるものばかりであった。このため、世帯を網羅した支援体制の強化が重要となる。またその一方で、世帯と言っても核家族が多い現代社会では、孤立状態に陥るのに時間がかからない例も多いという点に注意が必要である。

障害のある人・高齢者・児童などの縦割りの支援構造は、問題の発見を遅らせ、事例への対応を著しく遅らせることはこれまでも指摘されてきたことである。このような分野の垣根は各サイドから取り払い、各分野からの積極的な関与と協働への意識が不可欠である。また、各分野が独自のネットワークを築いても、それらの一部は必ず分野を超えて重複した関係性を持っており、分野の異なる会議に行っても同じメンバーと顔を合わせることになる。したがって、分野を超えた地域を包括するネットワークの発想が求められるのである。

地域レベルの包括的なしくみが、障害者虐待など様々な権利侵害への早期発見や対応に直結する。関係者の密な情報の共有化と協働の姿勢が重要であり、そのためには協働下における個人情報の扱いのルールを検討や、守秘義務の明確な意識づけも不可欠である。障害者虐待の防止を意識した、障害のある人・高齢者・児童分野を含めた総合的な支援のネットワークの拡充が急がれる。

参 考 资 料

●サービスに係る自立支援給付等の体系

障害者総合支援法のサービス

介護給付	居宅介護（ホームヘルプ）	自宅で、入浴、排せつ、食事の介護等を行います
	重度訪問介護	重度の肢体不自由者で常に介護を必要とする人（平成26年4月から対象者を重度の知的障害者・精神障害者に拡大する予定）に、自宅で、入浴、排せつ、食事の介護、外出時における移動支援などを総合的に行います
	同行援護	視覚障害により、移動に著しい困難を有する人に、移動に必要な情報の提供（代筆・代読を含む）、移動の援護等の外出支援を行います
	行動援護	自己判断能力が制限されている人が行動するときに、危険を回避するために必要な支援、外出支援を行います
	重度障害者等包括支援	介護の必要性がとても高い人に、居宅介護等複数のサービスを包括的に行います
	短期入所（ショートステイ）	自宅で介護する人が病気の場合などに、短期間、夜間も含め施設等で、入浴、排せつ、食事の介護等を行います
	療養介護	医療と常時介護を必要とする人に、医療機関で機能訓練、療養上の管理、看護、介護及び日常生活の世話をを行います
	生活介護	常に介護を必要とする人に、昼間、入浴、排せつ、食事の介護等を行うとともに、創作的活動又は生産活動の機会を提供します
	障害者支援施設での夜間ケア等（施設入所支援）	施設に入所する人に、夜間や休日、入浴、排せつ、食事の介護等を行います
	共同生活介護（ケアホーム）（平成26年4月から共同生活援助（グループホーム）に一元化する予定）	夜間や休日、共同生活を行う住居で、入浴、排せつ、食事の介護等を行います
訓練等給付	自立訓練（機能訓練・生活訓練）	自立した日常生活又は社会生活ができるよう、一定期間、身体機能又は生活能力の向上のために必要な訓練を行います
	就労移行支援	一般企業等への就労を希望する人に、一定期間、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います
	就労継続支援（A型＝雇用型、B型）	一般企業等での就労が困難な人に、働く場を提供するとともに、知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います
	共同生活援助（グループホーム）	夜間や休日、共同生活を行う住居で、相談や日常生活上の援助を行います
地域生活支援事業	移動支援	円滑に外出できるよう、移動を支援します
	地域活動支援センター	創作的活動又は生産活動の機会の提供、社会との交流等を行う施設です
	福祉ホーム	住居を必要としている人に、低額な料金で、居室等を提供するとともに、日常生活に必要な支援を行います
相談支援事業	地域移行支援	障害者支援施設、精神科病院、児童福祉施設を利用する18歳以上の者等を対象として、地域移行支援計画の作成、相談による不安解消、外出の同行支援、住居確保、関係機関との調整等を行います。
	地域定着支援	居宅において単身で生活している障害者等を対象に常時の連絡体制を確保し、緊急時には必要な支援を行います。

日中活動と住まいの場の組み合わせ

入所施設のサービスは、昼のサービス（日中活動事業）と夜のサービス（居住支援事業）に分かれており、サービスの組み合わせを選択できます。

事業を利用する際には、利用者一人一人の個別支援計画が作成され、利用目的に合ったサービスが提供されます。

例えば、常時介護が必要な方は、日中活動の生活介護と、住まいの場として施設入所支援を組み合わせ利用することができます。地域生活に移行した場合でも、日中は生活介護を利用し続けることが可能です。

（厚生労働省ホームページ：政策について＞サービスの体系から抜粋）

●障害者虐待における虐待防止法制の対象範囲

○障害者虐待の発生場所における虐待防止法制を法別・年齢別整理

所在 場所 年齢	在宅 (養護者 ・保護者)	福祉施設						企業	学校 病院 保育所
		障害者自立 支援法		介護保 険法等	児童福祉法				
		障害福祉 サービス 事業所 (入所系、 日中系、訪 問系、GH 等含む)	相談支援 事業所	高齢者 施設等 (入所系、 通所系、訪 問系、居住 系等含む)	障害児 通所支 援事業 所	障害児 入所施 設等 (注1)	障害児 相談支 援事業 所		
18歳 未満	児童虐待 防止法 ・被虐待 者支援 (都道府 県) ※			—	障害者 虐待防 止法 (省令) ・適切な 権限行 使(都道 府県・市 町村)	改正児 童福祉 法 ・適切な 権限行 使 (都道府 県)	障害者 虐待防 止法 (省令) ・適切な 権限行 使(都道 府県・市 町村)		
18歳 以上 65歳 未満	障害者虐 待防止法 ・被虐待 者支援 (市町村)	障害者虐 待防止法 ・適切な権 限行使 (都道府 県市町村)	障害者虐 待防止法 ・適切な 権限行使 (都道府 県市町村)	— 【特定疾 病40歳 以上】	(20歳まで) (注2)	(20歳まで)	—	障害者虐 待防止法 ・適切な権 限行使 (都道府 県 労働局)	障害者虐 待防止法 ・間接的防 止措置 (施設長)
65歳 以上	障害者虐 待防止法 高齢者虐 待防止法 ・被虐待 者支援 (市町村)			高齢者 虐待防 止法 ・適切な 権限行 使 (都道府 県 市町村)	—	—	—		

※ 養護者への支援は、被虐待者が18歳未満の場合でも必要に応じて障害者虐待防止法も適用される。

なお、配偶者から暴力を受けている場合は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律の対象にもなる。

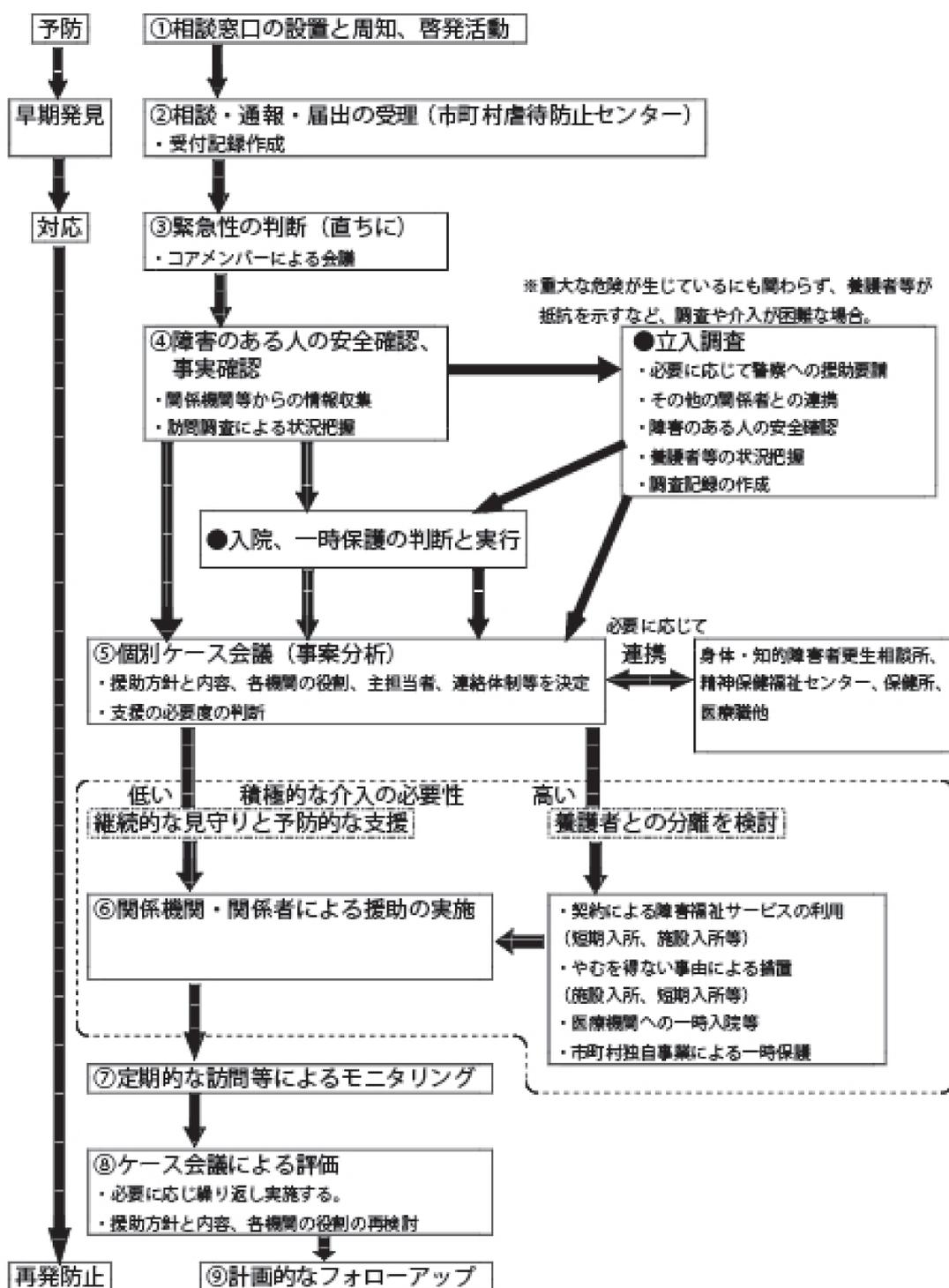
(注1) 里親、乳児院、児童養護施設、障害児入所施設、情緒障害児短期治療施設、児童自立支援施設

(注2) 放課後等デイサービスのみ

(市町村・都道府県における障害者虐待の防止と対応から抜粋)

●養護者による障害者虐待への対応フロー図

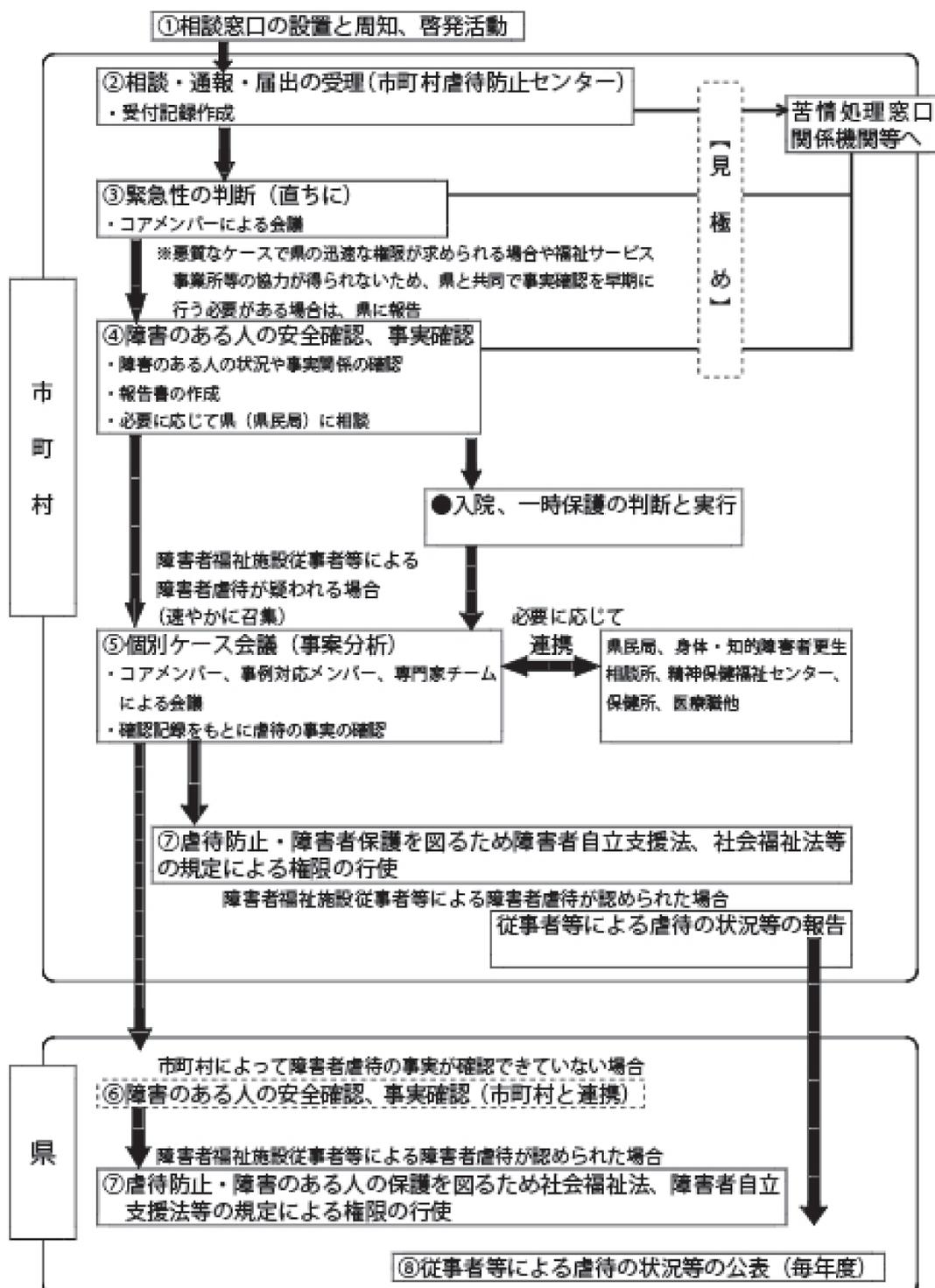
養護者による障害者虐待への対応フロー図



（岡山県障害者虐待対応マニュアルから抜粋）

●障害者福祉施設従事者等による障害者虐待への対応フロー図

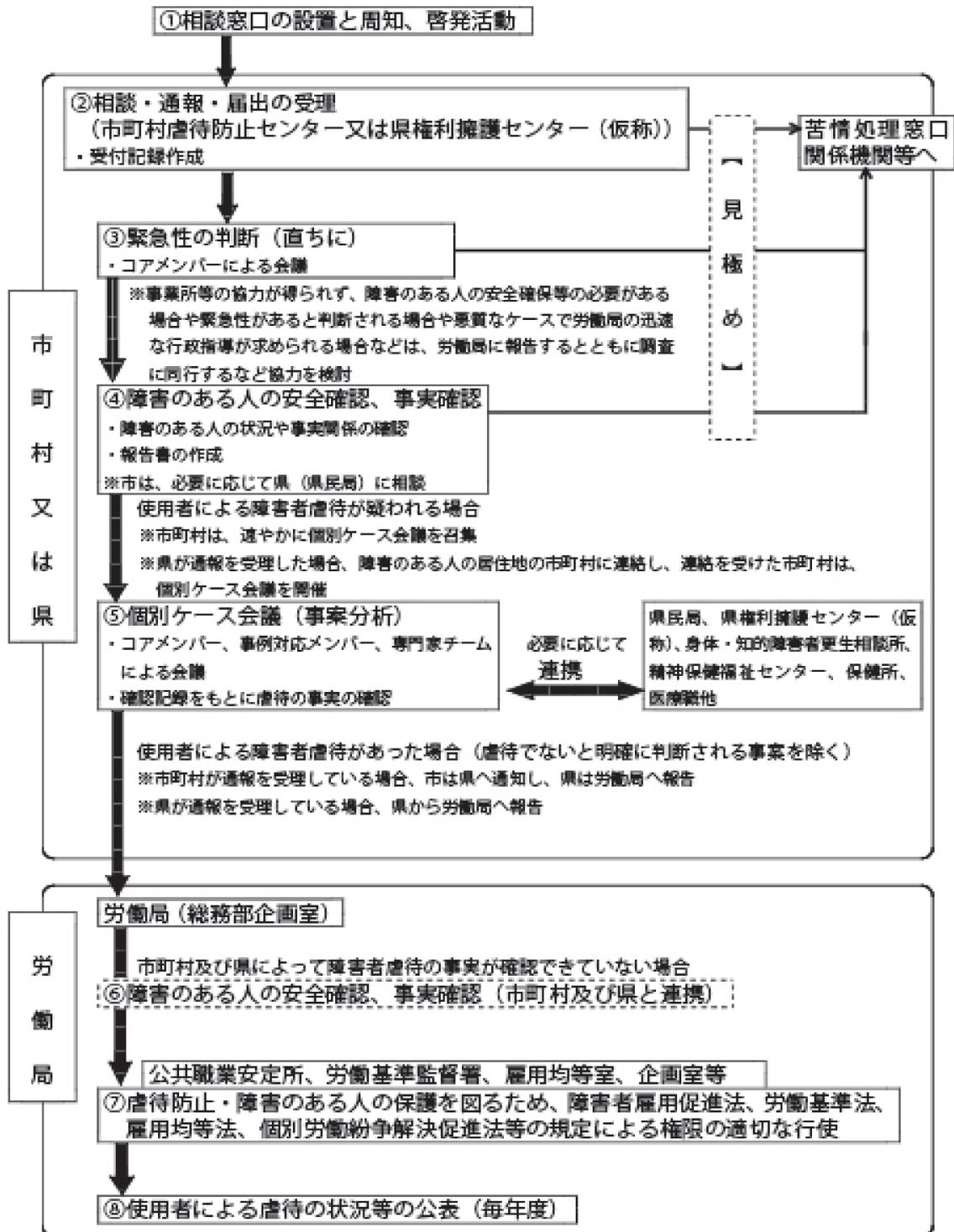
障害者福祉施設従事者等による障害者虐待への対応フロー図



(岡山県障害者虐待対応マニュアルから抜粋)

●使用者による障害者虐待への対応フロー図

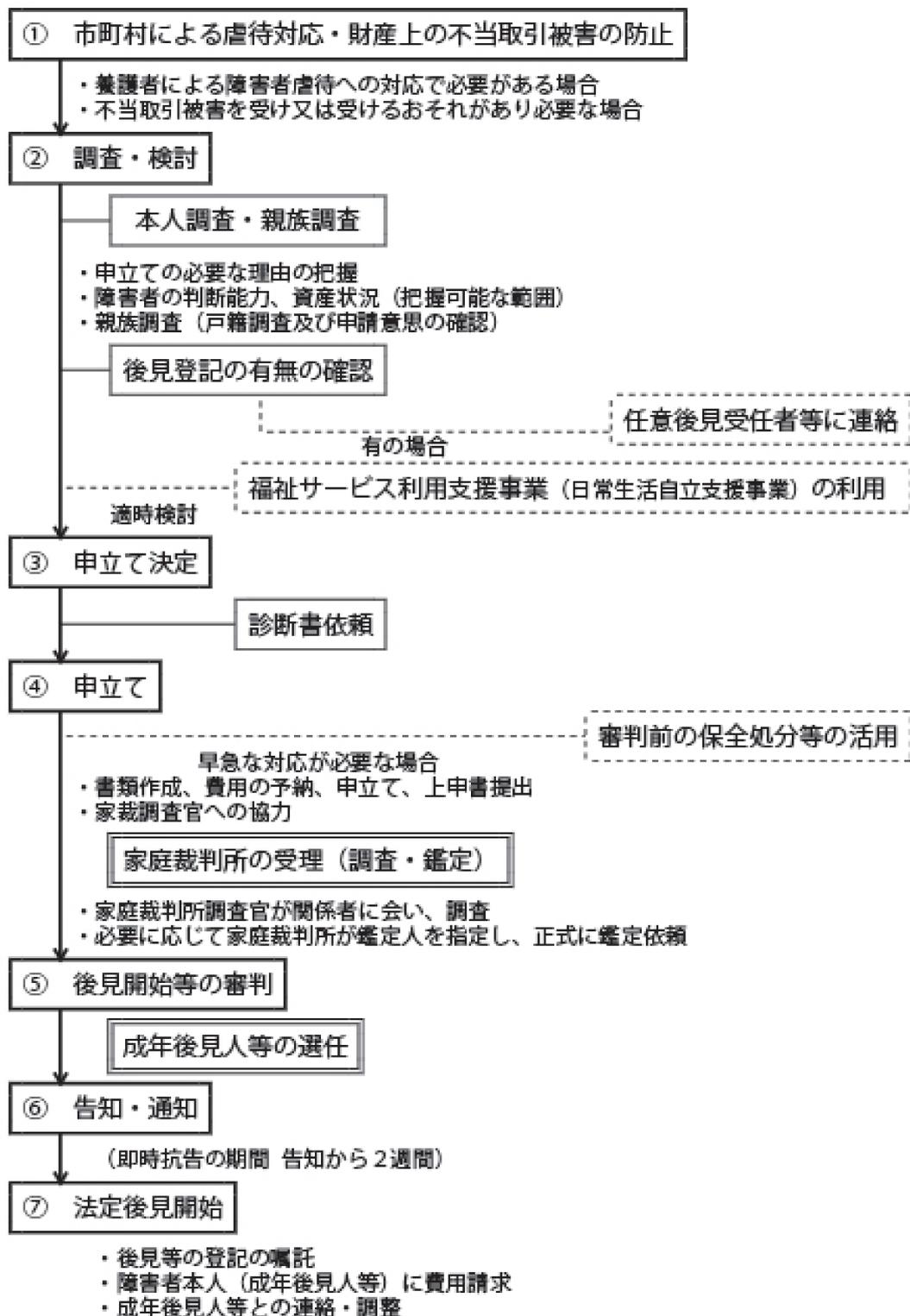
使用者による障害者虐待への対応フロー図



(岡山県障害者虐待対応マニュアルから抜粋)

●成年後見に係る市町村長申立フローチャート

< 成年後見に係る市町村長申立てフローチャート >



※「家庭内における高齢者虐待防止マニュアル」（平成17年3月、石川県健康福祉部作成）を参考に作成

（市町村・都道府県における障害者虐待の防止と対応から抜粋）

●施設・地域における障害者虐待防止チェックリスト

施設・地域における障害者虐待防止チェックリスト

A：体制整備チェックリスト

全社協「障害者の虐待防止に関する検討委員会」平成23年3月版

【規定、マニュアルやチェックリスト等の整備】

項目	チェック欄
1. 倫理綱領、行動規範等を定めている。	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ
2. 倫理綱領、行動規範等について職員への周知徹底ができています。	<input type="checkbox"/> できている <input type="checkbox"/> できていない
3. 虐待防止マニュアルやチェックリスト等を作成している。	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ
4. 虐待防止マニュアルやチェックリスト等について、職員に周知徹底するとともに、活用している。	<input type="checkbox"/> できている <input type="checkbox"/> できていない
5. 緊急やむを得ない場合の身体拘束等の手続き、方法を明確に定め、職員に徹底している。	<input type="checkbox"/> できている <input type="checkbox"/> できていない
6. 身体拘束について検討する場を設けている。	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ
7. 緊急やむを得ない場合の身体拘束等について、利用者（家族）に説明を行い、事前に同意を得ている。	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ
8. 個別支援計画を作成し、これに基づく適切な支援を実施している。	<input type="checkbox"/> できている <input type="checkbox"/> できていない
9. 個別支援計画作成会議は、利用者の参加を得て実施している。	<input type="checkbox"/> できている <input type="checkbox"/> できていない

【職員への意識啓発、研修】

10. 職員に対して、虐待の防止に関する研修や学習を実施している。	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ
11. 日々の支援の質を高めるための知識や技術の向上を目的とした研修を実施している。	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ
12. 職員の虐待防止に関する意識・関心を高めるための掲示物等を掲示している。	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ
13. 「職員チェックリスト」の活用を図り、職員の虐待に対する意識や日々のサービス提供等の状況把握に努めている。	<input type="checkbox"/> できている <input type="checkbox"/> できていない
14. 「早期発見チェックリスト」の利用の徹底を図るとともに、発見時の報告、対応等について明確にしている。	<input type="checkbox"/> できている <input type="checkbox"/> できていない

【外部からのチェック】

15. 「福祉サービス第三者評価事業」を活用し、サービスの質の向上等に努めている。	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ
16. 「福祉サービス第三者評価事業」を一定の期間ごとに、継続的に受審している。	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ

17. 虐待の防止や権利擁護について継続的に外部の専門家や法人内の他の施設の職員等による評価、チェックを受けている。(第三者評価事業の受審を除く)	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ
18. 施設・事業所の事業・監査において虐待防止に関わるチェック等を実施している。	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ
19. ボランティアの受入を積極的に行っている。	<input type="checkbox"/> できている <input type="checkbox"/> できていない
20. 実習生の受入を積極的に行っている。	<input type="checkbox"/> できている <input type="checkbox"/> できていない
21. 家族、利用希望者の訪問・見学は随時受けている。	<input type="checkbox"/> できている <input type="checkbox"/> できていない

【苦情、虐待事案への対応等の体制の整備】

22. 虐待防止に関する責任者を定めている。	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ
23. 虐待防止や権利擁護に関する委員会を施設内に設置している。	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ
24. 苦情相談窓口を設置し、利用者等に分かりやすく案内をするとともに、苦情解決責任者等を規定等に定め、利用者からの苦情の解決に努めている。	<input type="checkbox"/> できている <input type="checkbox"/> できていない
25. 苦情相談への対応について、第三者委員を定め、利用者に案内をしている。	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ
26. 職員が支援等に関する悩みを相談することのできる相談体制を整えている。	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ
27. 施設内での虐待事案の発生時の対応方法等を具体的に文章化している。	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ
28. 施設内での虐待事案が発生した場合の再発防止策等を具体的に文章化している。	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ

【その他】

29. 施設において利用者の金銭及び、貴重品を預かっている場合、その管理は複数の職員によるチェック体制のもとになされている。	<input type="checkbox"/> できている <input type="checkbox"/> できていない
30. 施設は、利用者またはその家族の意見や要望を聴く場を設けている。	<input type="checkbox"/> できている <input type="checkbox"/> できていない
31. 施設経営者・管理者は、職員の意見や要望を聴く場を設けている。	<input type="checkbox"/> できている <input type="checkbox"/> できていない
32. 施設経営者・管理者は、施設職員同士がコミュニケーションを行う機会の確保に配慮や工夫を行っている。	<input type="checkbox"/> できている <input type="checkbox"/> できていない
33. 利用者の希望や必要に応じて成年後見制度の利用支援を行っている。	<input type="checkbox"/> できている <input type="checkbox"/> できていない
34. 希望や必要に応じて成年後見制度の活用等について利用者・家族に説明を行っている。	<input type="checkbox"/> できている <input type="checkbox"/> できていない
35. 利用者・家族、一般市民やオンブズマン等からの情報開示にいつでも応じられる準備をしている。	<input type="checkbox"/> できている <input type="checkbox"/> できていない
36. 虐待の防止や権利擁護について利用者、家族、関係機関との意見交換の場を設けている。	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ

【地域における虐待の防止、早期発見・対応】

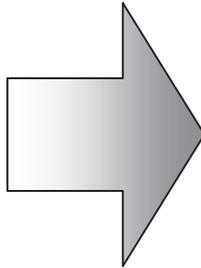
1. 障害者（児）やその家族、地域住民等に対し虐待の防止に関する普及・啓発を実施している。	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ
2. 家族、地域関係者との連携と情報交換を積極的に行い、虐待の可能性のある事案の観察や早期発見に努めている。	<input type="checkbox"/> できている <input type="checkbox"/> できていない
3. 地域における虐待防止において、障害福祉サービス事業者（施設）などの事業者間の連携を図っている。	<input type="checkbox"/> できている <input type="checkbox"/> できていない
4. 地域における虐待防止について、相談支援事業者、地域自立支援協議会や行政機関等との連携・協力（意見交換等も含む）をしている。	<input type="checkbox"/> できている <input type="checkbox"/> できていない
5. 虐待事案のみならず、福祉サービスの利用等を含め、相談窓口を設置・広報し、地域住民の相談を受けている。	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ
6. 地域の障害者が虐待を受けた場合の積極的な受け入れ（市町村からの依頼があった場合等）を行っている。	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ
7. 虐待を受けた障害者・児の受け入れとその支援に関するマニュアル等を一般のマニュアル等とは別に作成している。（虐待を受けた障害者・児への支援）	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ
8. 虐待事案の疑いがある場合、もしくは、発見した場合の相談支援事業者や行政機関等への連絡（通報）について手順等が具体的に文章化している。	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ
9. 虐待事案の疑いがある場合、もしくは、発見した場合に直接訪問する等の対応を行う努力をしている。	<input type="checkbox"/> できている <input type="checkbox"/> できていない
10. 虐待事案の疑いがある場合、もしくは、発見した場合に、施設・事業所として迅速かつ一元的な対応が可能となる体制を事前に定めている。	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ

施設・地域における障害者虐待防止チェックリスト

B：虐待防止に関する取り組みの推進・改善シート

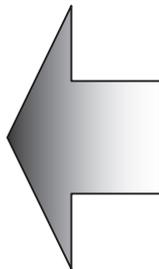
1. チェックリストにより、取り組みが進んでいない事項や更に改善する必要のある事項の原因や課題

2. 1の解決・改善に向けて必要な対応や工夫、現時点で対応が困難である場合にはその理由



4. 解決・改善状況の評価と更に取り組みを要する課題の整理

3. 解決・改善に向けて必要な対応、工夫の具体的な進め方(計画)、目標とする期間



施設・地域における障害者虐待防止チェックリスト

C：職員セルフチェックリスト

全社協「障害者の虐待防止に関する検討委員会」平成23年3月版

《チェック項目》	チェック欄
1. 利用者への対応、受答え、挨拶等は丁寧に行うよう日々、心がけている。	<input type="checkbox"/> できている <input type="checkbox"/> できていない
2. 利用者の人格を尊重し、接し方や呼称に配慮している。	<input type="checkbox"/> できている <input type="checkbox"/> できていない
3. 利用者への説明はわかり易い言葉で丁寧に行い、威圧的な態度、命令口調にならないようにしている。	<input type="checkbox"/> できている <input type="checkbox"/> できていない
4. 職務上知りえた利用者の個人情報については、慎重な取扱いに留意している。	<input type="checkbox"/> できている <input type="checkbox"/> できていない
5. 利用者の同意を事前に得ることなく、郵便物の開封、所持品の確認、見学者等の居室への立ち入りなどを行わないようにしている。	<input type="checkbox"/> できている <input type="checkbox"/> できていない
6. 利用者の意見、訴えに対し、無視や否定的な態度をとらないようにしている。	<input type="checkbox"/> できている <input type="checkbox"/> できていない
7. 利用者を長時間待たせたりしないようにしている。	<input type="checkbox"/> できている <input type="checkbox"/> できていない
8. 利用者の嫌がることを強要すること、また、嫌悪感を抱かせるような支援、訓練等を行わないようにしている。	<input type="checkbox"/> できている <input type="checkbox"/> できていない
9. 危険回避のための行動上の制限が予想される事項については、事前に本人、家族に説明し同意を得るとともに、方法を検討し実施にあたっては複数の職員によるチームアプローチをとっている。	<input type="checkbox"/> できている <input type="checkbox"/> できていない
10. 利用者に対するサービス提供に関わる記録書類（ケース記録等）について、対応に困難が生じた事柄や不適切と思われる対応をやむを得ず行った場合等の状況も適切に記入している。	<input type="checkbox"/> できている <input type="checkbox"/> できていない
11. ある特定の利用者に対して、ぞんざいな態度・受答えをしてしまうことがある。	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ
12. ある特定の職員に対して、ぞんざいな態度・受答えをしてしまうことがある。	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ
13. 他の職員のサービス提供や利用者への対応について問題があると感じることがある。	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ
14. 上司と日々のサービス提供に関わる相談を含め、コミュニケーションがとりやすい雰囲気である。	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ
15. 職員と日々のサービス提供に関わる相談を含め、コミュニケーションがとりやすい雰囲気である。	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ
16. 他の職員が、利用者に対してあなたが虐待と思われる行為を行っている場面にでくわしたことがある。	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ

17. 他の職員が、利用者に対してあなたが虐待と思われる行為を行っている場面 を容認したこと（注意できなかったこと）がある。	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ
18. 最近、特に利用者へのサービス提供に関する悩みを持ち続けている。	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ
19.最近、特に仕事にやる気を感じないことがある。	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ
20.最近、特に体調がすぐれないと感ずることがある。	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ

施設・地域における障害者虐待防止チェックリスト

D：早期発見チェックリスト

全社協「障害者の虐待防止に関する検討委員会」平成23年3月版

- 虐待の予兆や発生に対する気づきを高めるため、日々のサービス提供において以下の点に留意してください。
- 多くの項目にあてはまると、虐待の可能性が高いものと考えられますが、これらは、主な着眼点ですので、日々の利用者の変化には十分に配慮した実践に取り組み虐待の早期発見に努めてください。
- なお、これらの着眼点は、単に虐待防止の観点のみならず、利用者の意向や状況の把握にも役立ちサービスの質の向上にもつながります。

★「着眼点」に該当する場合にチェックしてください：

《1. 「身体的虐待」発見の着眼点》

着眼点	チェック欄
1. 身体に不自然なキズ、あざ、火傷（跡）が見られることはありませんか？ *衣服の着脱時等にも留意してください。	<input type="checkbox"/>
2. 1について原因や理由が明らかにならない場合が多くありませんか？	<input type="checkbox"/>
3. 以前に比べて家族や他の利用者、また、職員等への対応や態度が変わったように感じられることはありませんか？ *急におびえる、少しの動きにも身を守るような素振りをとる 等	<input type="checkbox"/>
4. 特に体調不良でもないような場合に、職員とのコミュニケーションが、急に少なくなる等の変化はありませんか？	<input type="checkbox"/>
5. 急に周りの人に対して攻撃的になることはありませんか？	<input type="checkbox"/>

《2. 心理的虐待の着眼点》

着眼点	チェック欄
1. 自傷、かきむしりなど自らを傷つけるような行為が増えていませんか？	<input type="checkbox"/>
2. 生活リズムが急に不規則になったようなことはありませんか？ *睡眠、食の嗜好、日課等の変化	<input type="checkbox"/>
3. 身体を萎縮させるようなことはありませんか？	<input type="checkbox"/>
4. 突然わめいたり、泣いたりすることが多くなったと感じられることはありませんか？	<input type="checkbox"/>
5. 過食や拒食等、食事について変化が見られませんか？	<input type="checkbox"/>

6. 以前よりも意欲がなくなった、投げやりな様子になった等と覚じることはありせんか？	<input type="checkbox"/>
7. 体調が悪いと訴える機会が増えていますせんか？	<input type="checkbox"/>

《3. 性的虐待の着眼点》

着眼点	チェック欄
1. 人に対して嫌悪感を抱いているような態度や言動をとることが増えていますせんか？	<input type="checkbox"/>
2. 人に触れられることを極度に嫌がることが増えたように感じられることはありせんか？	<input type="checkbox"/>
3. 歩行等がいつもより不自然であることや、座位が保てないようなことはありせんか？	<input type="checkbox"/>
4. 肛門や性器からの出血やキズがみらせんか？	<input type="checkbox"/>
5. 急に怯えたり、恐ろしがったりする、また、人目を避けるようなことはありせんか？	<input type="checkbox"/>
6. 一人で過ごす時間が増えていますせんか？	<input type="checkbox"/>

《4. 経済的虐待の着眼点》

着眼点	チェック欄
1. 年金等があるにも関わらずお金がないと訴えることはありせんか？	<input type="checkbox"/>
2. お金を引き出すことが頻繁ではありせんか？	<input type="checkbox"/>
3. サービスの利用料や生活費の支払いができないようなことはありせんか？	<input type="checkbox"/>
4. 知人や友人に誘われて夜間出歩くようになっていませんか（なっていると聞いていませんか）？	<input type="checkbox"/>
5. 今まで付き合いのなかった人が家に入出入りしていませんか（するようになってしていると聞いていませんか）？	<input type="checkbox"/>
6. 出費をともなう外出や娯楽の機会が急に減ったように感じられせんか？	<input type="checkbox"/>

《5. ネグレクトの着眼点》

着眼点	チェック欄
1. 食事を摂っていないように見えたり、空腹を頻繁に訴えることはありせんか？	<input type="checkbox"/>

2. 劣悪な衛生状態や衛生環境にあると感じられることはありませんか？ ※異臭がする、髪や爪などが伸びたままで汚い、衣服が常に同じ等	<input type="checkbox"/>
3. いつ見ても皮膚に湿疹や、オムツかぶれがあるように見られませんか？	<input type="checkbox"/>
4. 整容に対して無頓着、あるいは拒否が多く見られませんか？	<input type="checkbox"/>
5. 自分や他者、物に対して投げやりな態度が見られることはありませんか？	<input type="checkbox"/>
6. 約束事や支援サービスを当日になってキャンセルすることが多くありますか？	<input type="checkbox"/>

(社会福祉法人全国社会福祉協議会『障害者虐待防止の手引き(チェックリスト) Ver.3』から転載)

障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律 (平成二十三年六月二十四日法律第七十九号)

最終改正：平成二十四年八月二日法律第六七号

第一章	総則（第一条—第六条）
第二章	養護者による障害者虐待の防止、養護者に対する支援等（第七条—第十四条）
第三章	障害者福祉施設従事者等による障害者虐待の防止等（第十五条—第二十条）
第四章	使用者による障害者等に対する虐待の防止等（第二十一条—第二十八条）
第五章	就学する障害者等に対する虐待の防止等（第二十九条—第三十一条）
第六章	市町村障害者虐待防止センター及び都道府県障害者権利擁護センター（第三十二条—第三十九条）
第七章	雑則（第四十条—第四十四条）
第八章	罰則（第四十五条・第四十六条）
	附則

第一章 総則

（目的）

第一条 この法律は、障害者に対する虐待が障害者の尊厳を害するものであり、障害者の自立及び社会参加にとって障害者に対する虐待を防止することが極めて重要であること等に鑑み、障害者に対する虐待の禁止、障害者虐待の予防及び早期発見その他の障害者虐待の防止等に関する国等の責務、障害者虐待を受けた障害者に対する保護及び自立の支援のための措置、養護者の負担の軽減を図ること等の養護者に対する養護者による障害者虐待の防止に資する支援（以下「養護者に対する支援」という。）のための措置等を定めることにより、障害者虐待の防止、養護者に対する支援等に関する施策を促進し、もって障害者の権利利益の擁護に資することを目的とする。

（定義）

- 第二条** この法律において「障害者」とは、障害者基本法（昭和四十五年法律第八十四号）第二条第一号に規定する障害者をいう。
- 2** この法律において「障害者虐待」とは、養護者による障害者虐待、障害者福祉施設従事者等による障害者虐待及び使用者による障害者虐待をいう。
- 3** この法律において「養護者」とは、障害者を現に養護する者であつて障害者福祉施設従事者等及び使用者以外のものをいう。
- 4** この法律において「障害者福祉施設従事者等」とは、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第二百二十三号）第五条第十二項に規定する障害者支援施設（以下「障害者支援施設」という。）若しくは独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園法（平成十四年法律第百六十七号）第十一条第一号の規定により独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園が設置する施設（以下「のぞみの園」という。）（以下「障害者福祉施設」という。）又は障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第五条第一項に規定する障害福祉サービス事業、同条第十七項に規定する一般相談支援事業若しくは特定相談支援事業、同条第二十五項に規定する移動支援事業、同条第二十六項に規定する地域活動支援センターを営む事業若しくは同条第二十七項に規定する福祉ホームを営む事業その他厚生労働省令で定める事業（以下「障害福祉サービス事業等」という。）に係る業務に従事する者をいう。
- 5** この法律において「使用者」とは、障害者を雇用する事業主（当該障害者が派遣労働者（労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和六十年法律第八十八号）第二条第二号に規定する派遣労働者をいう。以下同じ。）である場合において当該派遣労働者に係る労働者派遣（同条第一号に規定する労働者派遣をいう。）の役務の提供を受ける事業主その他これに類するものとして政令で定める事業主を含み、国及び地方公共団体を除く。以下同じ。）又は事業の経営担当者その他の事業の労働者に関する事項について事業主のために行為をする者をいう。
- 6** この法律において「養護者による障害者虐待」とは、次のいずれかに該当する行為をいう。
- 一 養護者がその養護する障害者について行う次に掲げる行為
 - イ 障害者の身体に外傷が生じ、若しくは生じるおそれのある暴行を加え、又は正当な理由なく障害者の身体を拘束すること。
 - ロ 障害者にわいせつな行為をすること又は障害者をしてわいせつな行為をさせること。
 - ハ 障害者に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応その他の障害者に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。
 - ニ 障害者を衰弱させるような著しい減食又は長時間の放置、養護者以外の同居人によるイからハマまでに掲げる行為と同様の行為の放置等養護を著しく怠ること。
 - ニ 養護者又は障害者の親族が当該障害者の財産を不当に処分することその他当該障害者から不当に財産上の利益を得ること。
- 7** この法律において「障害者福祉施設従事者等による障害者虐待」とは、障害者福祉施設従事者等が、当該障害者福祉施設に入所し、その他当該障害者福祉施設を利用する障害者又は当該障害福祉サービス事業等に係るサービスの提供を受ける障害者について行う次のいずれかに該当する行為をいう。

- 一 障害者の身体に外傷が生じ、若しくは生じるおそれのある暴行を加え、又は正当な理由なく障害者の身体を拘束すること。
 - 二 障害者にわいせつな行為をすること又は障害者をしてわいせつな行為をさせること。
 - 三 障害者に対する著しい暴言、著しく拒絶的な対応又は不当な差別的言動その他の障害者に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。
 - 四 障害者を衰弱させるような著しい減食又は長時間の放置、当該障害者福祉施設に入所し、その他当該障害者福祉施設を利用する他の障害者又は当該障害福祉サービス事業等に係るサービスの提供を受ける他の障害者による前三号に掲げる行為と同様の行為の放置その他の障害者を養護すべき職務上の義務を著しく怠ること。
 - 五 障害者の財産を不当に処分することその他障害者から不当に財産上の利益を得ること。
- 8** この法律において「使用者による障害者虐待」とは、使用者が当該事業所に使用される障害者について行う次のいずれかに該当する行為をいう。
- 一 障害者の身体に外傷が生じ、若しくは生じるおそれのある暴行を加え、又は正当な理由なく障害者の身体を拘束すること。
 - 二 障害者にわいせつな行為をすること又は障害者をしてわいせつな行為をさせること。
 - 三 障害者に対する著しい暴言、著しく拒絶的な対応又は不当な差別的言動その他の障害者に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。
 - 四 障害者を衰弱させるような著しい減食又は長時間の放置、当該事業所に使用される他の労働者による前三号に掲げる行為と同様の行為の放置その他これらに準ずる行為を行うこと。
 - 五 障害者の財産を不当に処分することその他障害者から不当に財産上の利益を得ること。

(障害者に対する虐待の禁止)

第三条 何人も、障害者に対し、虐待をしてはならない。

(国及び地方公共団体の責務等)

- 第四条** 国及び地方公共団体は、障害者虐待の予防及び早期発見その他の障害者虐待の防止、障害者虐待を受けた障害者の迅速かつ適切な保護及び自立の支援並びに適切な養護者に対する支援を行うため、関係省庁相互間その他関係機関及び民間団体の間の連携の強化、民間団体の支援その他必要な体制の整備に努めなければならない。
- 2 国及び地方公共団体は、障害者虐待の防止、障害者虐待を受けた障害者の保護及び自立の支援並びに養護者に対する支援が専門的知識に基づき適切に行われるよう、これらの職務に携わる専門的知識及び技術を有する人材その他必要な人材の確保及び資質の向上を図るため、関係機関の職員の研修等必要な措置を講ずるよう努めなければならない。
 - 3 国及び地方公共団体は、障害者虐待の防止、障害者虐待を受けた障害者の保護及び自立の支援並びに養護者に対する支援に資するため、障害者虐待に係る通報義務、人権侵犯事件に係る救済制度等について必要な広報その他の啓発活動を行うものとする。

(国民の責務)

第五条 国民は、障害者虐待の防止、養護者に対する支援等の重要性に関する理解を深めるとともに、国又は地方公共団体が講ずる障害者虐待の防止、養護者に対する支援等のための施策に協力するよう努めなければならない。

(障害者虐待の早期発見等)

- 第六条** 国及び地方公共団体の障害者の福祉に関する事務を所掌する部局その他の関係機関は、障害者虐待を発見しやすい立場にあることに鑑み、相互に緊密な連携を図りつつ、障害者虐待の早期発見に努めなければならない。
- 2 障害者福祉施設、学校、医療機関、保健所その他障害者の福祉に業務上関係のある団体並びに障害者福祉施設従事者等、学校の教職員、医師、歯科医師、保健師、弁護士その他障害者の福祉に職務上関係のある者及び使用者は、障害者虐待を発見しやすい立場にあることを自覚し、障害者虐待の早期発見に努めなければならない。
 - 3 前項に規定する者は、国及び地方公共団体が講ずる障害者虐待の防止のための啓発活動並びに障害者虐待を受けた障害者の保護及び自立の支援のための施策に協力するよう努めなければならない。

第二章 養護者による障害者虐待の防止、養護者に対する支援等

(養護者による障害者虐待に係る通報等)

- 第七条** 養護者による障害者虐待（十八歳未満の障害者について行われるものを除く。以下この章において同じ。）を受けたと思われる障害者を発見した者は、速やかに、これを市町村に通報しなければならない。
- 2 刑法（明治四十年法律第四十五号）の秘密漏示罪の規定その他の守秘義務に関する法律の規定は、前項の規定による通報をすることを妨げるものと解釈してはならない。

第八条 市町村が前条第一項の規定による通報又は次条第一項に規定する届出を受けた場合においては、当

該通報又は届出を受けた市町村の職員は、その職務上知り得た事項であって当該通報又は届出をした者を特定させるものを漏らしてはならない。

(通報等を受けた場合の措置)

- 第九条** 市町村は、第七条第一項の規定による通報又は障害者からの養護者による障害者虐待を受けた旨の届出を受けたときは、速やかに、当該障害者の安全の確認その他当該通報又は届出に係る事実の確認のための措置を講ずるとともに、第三十五条の規定により当該市町村と連携協力する者（以下「市町村障害者虐待対応協力者」という。）とその対応について協議を行うものとする。
- 2 市町村は、第七条第一項の規定による通報又は前項に規定する届出があった場合には、当該通報又は届出に係る障害者に対する養護者による障害者虐待の防止及び当該障害者の保護が図られるよう、養護者による障害者虐待により生命又は身体に重大な危険が生じているおそれがあると認められる障害者を一時的に保護するため迅速に当該市町村の設置する障害者支援施設又は障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第五条第六項の厚生労働省令で定める施設（以下「障害者支援施設等」という。）に入所させる等、適切に、身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）第十八条第一項若しくは第二項又は知的障害者福祉法（昭和三十五年法律第三十七号）第十五条の四若しくは第十六条第一項第二号の規定による措置を講ずるものとする。この場合において、当該障害者が身体障害者福祉法第四条に規定する身体障害者（以下「身体障害者」という。）及び知的障害者福祉法にいう知的障害者（以下「知的障害者」という。）以外の障害者であるときは、当該障害者を身体障害者又は知的障害者とみなして、身体障害者福祉法第十八条第一項若しくは第二項又は知的障害者福祉法第十五条の四若しくは第十六条第一項第二号の規定を適用する。
- 3 市町村長は、第七条第一項の規定による通報又は第一項に規定する届出があった場合には、当該通報又は届出に係る障害者に対する養護者による障害者虐待の防止並びに当該障害者の保護及び自立の支援が図られるよう、適切に、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和二十五年法律第二百二十三号）第五十一条の十一の二又は知的障害者福祉法第二十八条の規定により審判の請求をするものとする。

(居室の確保)

- 第十条** 市町村は、養護者による障害者虐待を受けた障害者について前条第二項の措置を採るために必要な居室を確保するための措置を講ずるものとする。

(立入調査)

- 第十一条** 市町村長は、養護者による障害者虐待により障害者の生命又は身体に重大な危険が生じているおそれがあると認めるときは、障害者の福祉に関する事務に従事する職員をして、当該障害者の住所又は居所に立ち入り、必要な調査又は質問をさせることができる。
- 2 前項の規定による立入り及び調査又は質問を行う場合においては、当該職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。
- 3 第一項の規定による立入り及び調査又は質問を行う権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(警察署長に対する援助要請等)

- 第十二条** 市町村長は、前条第一項の規定による立入り及び調査又は質問をさせようとする場合において、これらの職務の執行に際し必要があると認めるときは、当該障害者の住所又は居所の所在地を管轄する警察署長に対し援助を求めることができる。
- 2 市町村長は、障害者の生命又は身体に安全の確保に万全を期する観点から、必要に応じ適切に、前項の規定により警察署長に対し援助を求めなければならない。
- 3 警察署長は、第一項の規定による援助の求めを受けた場合において、障害者の生命又は身体に安全を確保するため必要と認めるときは、速やかに、所属の警察官に、同項の職務の執行を援助するために必要な警察官職務執行法（昭和三十二年法律第三十六号）その他の法令の定めるところによる措置を講じさせるよう努めなければならない。

(面会の制限)

- 第十三条** 養護者による障害者虐待を受けた障害者について第九条第二項の措置が採られた場合においては、市町村長又は当該措置に係る障害者支援施設等若しくはほのぞみの園の長若しくは当該措置に係る身体障害者福祉法第十八条第二項に規定する指定医療機関の管理者は、養護者による障害者虐待の防止及び当該障害者の保護の観点から、当該養護者による障害者虐待を行った養護者について当該障害者との面会を制限することができる。

(養護者の支援)

- 第十四条** 市町村は、第三十二条第二項第二号に規定するもののほか、養護者の負担の軽減のため、養護者に対する相談、指導及び助言その他必要な措置を講ずるものとする。
- 2 市町村は、前項の措置として、養護者の心身の状態に照らしその養護の負担の軽減を図るため緊急の必要があると認める場合に障害者が短期間養護を受けるために必要となる居室を確保するための措置

を講ずるものとする。

第三章 障害者福祉施設従事者等による障害者虐待の防止等

(障害者福祉施設従事者等による障害者虐待の防止等のための措置)

第十五条 障害者福祉施設の設置者又は障害福祉サービス事業等を行う者は、障害者福祉施設従事者等の研修の実施、当該障害者福祉施設に入所し、その他当該障害者福祉施設を利用し、又は当該障害福祉サービス事業等に係るサービスの提供を受ける障害者及びその家族からの苦情の処理の体制の整備その他の障害者福祉施設従事者等による障害者虐待の防止等のための措置を講ずるものとする。

(障害者福祉施設従事者等による障害者虐待に係る通報等)

第十六条 障害者福祉施設従事者等による障害者虐待を受けたと思われる障害者を発見した者は、速やかに、これを市町村に通報しなければならない。

- 2 障害者福祉施設従事者等による障害者虐待を受けた障害者は、その旨を市町村に届け出ることができる。
- 3 刑法の秘密漏示罪の規定その他の守秘義務に関する法律の規定は、第一項の規定による通報（虚偽であるもの及び過失によるものを除く。次項において同じ。）をすることを妨げるものと解釈してはならない。
- 4 障害者福祉施設従事者等は、第一項の規定による通報をしたことを理由として、解雇その他不利益な取扱いを受けない。

第十七条 市町村は、前条第一項の規定による通報又は同条第二項の規定による届出を受けたときは、厚生労働省令で定めるところにより、当該通報又は届出に係る障害者福祉施設従事者等による障害者虐待に関する事項を、当該障害者福祉施設従事者等による障害者虐待に係る障害者福祉施設又は当該障害者福祉施設従事者等による障害者虐待に係る障害福祉サービス事業等の事業所の所在地の都道府県に報告しなければならない。

第十八条 市町村が第十六条第一項の規定による通報又は同条第二項の規定による届出を受けた場合においては、当該通報又は届出を受けた市町村の職員は、その職務上知り得た事項であって当該通報又は届出をした者を特定させるものを漏らしてはならない。都道府県が前条の規定による報告を受けた場合における当該報告を受けた都道府県の職員についても、同様とする。

(通報等を受けた場合の措置)

第十九条 市町村が第十六条第一項の規定による通報若しくは同条第二項の規定による届出を受け、又は都道府県が第十七条の規定による報告を受けたときは、市町村長又は都道府県知事は、障害者福祉施設の業務又は障害福祉サービス事業等の適正な運営を確保することにより、当該通報又は届出に係る障害者に対する障害者福祉施設従事者等による障害者虐待の防止並びに当該障害者の保護及び自立の支援を図るため、社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律 その他関係法律の規定による権限を適切に行使するものとする。

(公表)

第二十条 都道府県知事は、毎年度、障害者福祉施設従事者等による障害者虐待の状況、障害者福祉施設従事者等による障害者虐待があった場合に採った措置その他厚生労働省令で定める事項を公表するものとする。

第四章 使用者による障害者虐待の防止等

(使用者による障害者虐待の防止等のための措置)

第二十一条 障害者を雇用する事業主は、労働者の研修の実施、当該事業所に使用される障害者及びその家族からの苦情の処理の体制の整備その他の使用者による障害者虐待の防止等のための措置を講ずるものとする。

(使用者による障害者虐待に係る通報等)

第二十二条 使用者による障害者虐待を受けたと思われる障害者を発見した者は、速やかに、これを市町村又は都道府県に通報しなければならない。

- 2 使用者による障害者虐待を受けた障害者は、その旨を市町村又は都道府県に届け出ることができる。
- 3 刑法の秘密漏示罪の規定その他の守秘義務に関する法律の規定は、第一項の規定による通報（虚偽であるもの及び過失によるものを除く。次項において同じ。）をすることを妨げるものと解釈してはならない。
- 4 労働者は、第一項の規定による通報又は第二項の規定による届出（虚偽であるもの及び過失によるものを除く。）をしたことを理由として、解雇その他不利益な取扱いを受けない。

第二十三条 市町村は、前条第一項の規定による通報又は同条第二項の規定による届出を受けたときは、厚

生労働省令で定めるところにより、当該通報又は届出に係る使用者による障害者虐待に関する事項を、当該使用者による障害者虐待に係る事業所の所在地の都道府県に通知しなければならない。

第二十四条 都道府県は、第二十二条第一項の規定による通報、同条第二項の規定による届出又は前条の規定による通知を受けたときは、厚生労働省令で定めるところにより、当該通報、届出又は通知に係る使用者による障害者虐待に関する事項を、当該使用者による障害者虐待に係る事業所の所在地を管轄する都道府県労働局に報告しなければならない。

第二十五条 市町村又は都道府県が第二十二条第一項の規定による通報又は同条第二項の規定による届出を受けた場合においては、当該通報又は届出を受けた市町村又は都道府県の職員は、その職務上知り得た事項であって当該通報又は届出をした者を特定させるものを漏らしてはならない。都道府県が第二十三条の規定による通知を受けた場合における当該通知を受けた都道府県の職員及び都道府県労働局が前条の規定による報告を受けた場合における当該報告を受けた都道府県労働局の職員についても、同様とする。

(報告を受けた場合の措置)

第二十六条 都道府県労働局が第二十四条の規定による報告を受けたときは、都道府県労働局長又は労働基準監督署長若しくは公共職業安定所長は、事業所における障害者の適正な労働条件及び雇用管理を確保することにより、当該報告に係る障害者に対する使用者による障害者虐待の防止並びに当該障害者の保護及び自立の支援を図るため、当該報告に係る都道府県との連携を図りつつ、労働基準法（昭和二十二年法律第四十九号）、障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和三十五年法律第二百二十三号）、個別労働関係紛争の解決の促進に関する法律（平成十三年法律第一百十二号）その他関係法律の規定による権限を適切に行使するものとする。

(船員に関する特例)

第二十七条 船員法（昭和二十二年法律第百号）の適用を受ける船員である障害者について行われる使用者による障害者虐待に係る前三条の規定の適用については、第二十四条中「厚生労働省令」とあるのは「国土交通省令又は厚生労働省令」と、「当該使用者による障害者虐待に係る事業所の所在地を管轄する都道府県労働局」とあるのは「地方運輸局その他の関係行政機関」と、第二十五条中「都道府県労働局」とあるのは「地方運輸局その他の関係行政機関」と、前条中「都道府県労働局が」とあるのは「地方運輸局その他の関係行政機関が」と、「都道府県労働局長又は労働基準監督署長若しくは公共職業安定所長」とあるのは「地方運輸局その他の関係行政機関の長」と、「労働基準法（昭和二十二年法律第四十九号）」とあるのは「船員法（昭和二十二年法律第百号）」とする。

(公表)

第二十八条 厚生労働大臣は、毎年度、使用者による障害者虐待の状況、使用者による障害者虐待があった場合に採った措置その他厚生労働省令で定める事項を公表するものとする。

第五章 就学する障害者等に対する虐待の防止等

(就学する障害者に対する虐待の防止等)

第二十九条 学校（学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第一条に規定する学校、同法第二百二十四条に規定する専修学校又は同法第三百四十四条第一項に規定する各種学校をいう。以下同じ。）の長は、教職員、児童、生徒、学生その他の関係者に対する障害及び障害者に関する理解を深めるための研修の実施及び普及啓発、就学する障害者に対する虐待に関する相談に係る体制の整備、就学する障害者に対する虐待に対処するための措置その他の当該学校に就学する障害者に対する虐待を防止するため必要な措置を講ずるものとする。

(保育所等に通う障害者に対する虐待の防止等)

第三十条 保育所等（児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）第三十九条第一項に規定する保育所若しくは同法第五十九条第一項に規定する施設のうち同法第三十九条第一項に規定する業務を目的とするもの（少数の乳児又は幼児を対象とするものその他の厚生労働省令で定めるものを除く。）又は就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成十八年法律第七十七号）第七条第一項に規定する認定こども園をいう。以下同じ。）の長は、保育所等の職員その他の関係者に対する障害及び障害者に関する理解を深めるための研修の実施及び普及啓発、保育所等に通う障害者に対する虐待に関する相談に係る体制の整備、保育所等に通う障害者に対する虐待に対処するための措置その他の当該保育所等に通う障害者に対する虐待を防止するため必要な措置を講ずるものとする。

(医療機関を利用する障害者に対する虐待の防止等)

第三十一条 医療機関（医療法（昭和二十三年法律第二百五号）第一条の五第一項に規定する病院又は同条第二項に規定する診療所をいう。以下同じ。）の管理者は、医療機関の職員その他の関係者に対す

る障害及び障害者に関する理解を深めるための研修の実施及び普及啓発、医療機関を利用する障害者に対する虐待に関する相談に係る体制の整備、医療機関を利用する障害者に対する虐待に対処するための措置その他の当該医療機関を利用する障害者に対する虐待を防止するため必要な措置を講ずるものとする。

第六章 市町村障害者虐待防止センター及び都道府県障害者権利擁護センター

(市町村障害者虐待防止センター)

第三十二条 市町村は、障害者の福祉に関する事務を所掌する部局又は当該市町村が設置する施設において、当該部局又は施設が市町村障害者虐待防止センターとしての機能を果たすようにするものとする。

- 2 市町村障害者虐待防止センターは、次に掲げる業務を行うものとする。
- 一 第七条第一項、第十六条第一項若しくは第二十二條第一項の規定による通報又は第九条第一項に規定する届出若しくは第十六条第二項若しくは第二十二條第二項の規定による届出を受理すること。
- 二 養護者による障害者虐待の防止及び養護者による障害者虐待を受けた障害者の保護のため、障害者及び養護者に対して、相談、指導及び助言を行うこと。
- 三 障害者虐待の防止及び養護者に対する支援に関する広報その他の啓発活動を行うこと。

(市町村障害者虐待防止センターの業務の委託)

第三十三条 市町村は、市町村障害者虐待対応協力者のうち適当と認められるものに、前条第二項各号に掲げる業務の全部又は一部を委託することができる。

- 2 前項の規定による委託を受けた者若しくはその役員若しくは職員又はこれらの者であった者は、正当な理由なしに、その委託を受けた業務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。
- 3 第一項の規定により第七条第一項、第十六条第一項若しくは第二十二條第一項の規定による通報又は第九条第一項に規定する届出若しくは第十六条第二項若しくは第二十二條第二項の規定による届出の受理に関する業務の委託を受けた者が第七条第一項、第十六条第一項若しくは第二十二條第一項の規定による通報又は第九条第一項に規定する届出若しくは第十六条第二項若しくは第二十二條第二項の規定による届出を受けた場合には、当該通報若しくは届出を受けた者又はその役員若しくは職員は、その職務上知り得た事項であつて当該通報又は届出をした者を特定させるものを漏らしてはならない。

(市町村等における専門的に従事する職員の確保)

第三十四条 市町村及び前条第一項の規定による委託を受けた者は、障害者虐待の防止、障害者虐待を受けた障害者の保護及び自立の支援並びに養護者に対する支援を適切に実施するために、障害者の福祉又は権利の擁護に関し専門的知識又は経験を有し、かつ、これらの事務に専門的に従事する職員を確保するよう努めなければならない。

(市町村における連携協力体制の整備)

第三十五条 市町村は、養護者による障害者虐待の防止、養護者による障害者虐待を受けた障害者の保護及び自立の支援並びに養護者に対する支援を適切に実施するため、社会福祉法 に定める福祉に関する事務所（以下「福祉事務所」という。）その他関係機関、民間団体等との連携協力体制を整備しなければならない。この場合において、養護者による障害者虐待にいつでも迅速に対応することができるよう、特に配慮しなければならない。

(都道府県障害者権利擁護センター)

第三十六条 都道府県は、障害者の福祉に関する事務を所掌する部局又は当該都道府県が設置する施設において、当該部局又は施設が都道府県障害者権利擁護センターとしての機能を果たすようにするものとする。

- 2 都道府県障害者権利擁護センターは、次に掲げる業務を行うものとする。
- 一 第二十二條第一項の規定による通報又は同条第二項の規定による届出を受理すること。
- 二 この法律の規定により市町村が行う措置の実施に関し、市町村相互間の連絡調整、市町村に対する情報の提供、助言その他必要な援助を行うこと。
- 三 障害者虐待を受けた障害者に関する各般の問題及び養護者に対する支援に関し、相談に応ずること又は相談を行う機関を紹介すること。
- 四 障害者虐待を受けた障害者の支援及び養護者に対する支援のため、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。
- 五 障害者虐待の防止及び養護者に対する支援に関する情報を収集し、分析し、及び提供すること。
- 六 障害者虐待の防止及び養護者に対する支援に関する広報その他の啓発活動を行うこと。
- 七 その他障害者に対する虐待の防止等のために必要な支援を行うこと。

(都道府県障害者権利擁護センターの業務の委託)

第三十七条 都道府県は、第三十九条の規定により当該都道府県と連携協力する者（以下「都道府県障害者虐待対応協力者」という。）のうち適当と認められるものに、前条第二項第一号又は第三号から第七

- 号までに掲げる業務の全部又は一部を委託することができる。
- 2 前項の規定による委託を受けた者若しくはその役員若しくは職員又はこれらの者であった者は、正当な理由なしに、その委託を受けた業務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。
 - 3 第一項の規定により第二十二條第一項の規定による通報又は同條第二項に規定する届出の受理に関する業務の委託を受けた者が同條第一項の規定による通報又は同條第二項に規定する届出を受けた場合には、当該通報若しくは届出を受けた者又はその役員若しくは職員は、その職務上知り得た事項であつて当該通報又は届出をした者を特定させるものを漏らしてはならない。

(都道府県等における専門的に従事する職員の確保)

第三十八條 都道府県及び前條第一項の規定による委託を受けた者は、障害者虐待の防止、障害者虐待を受けた障害者の保護及び自立の支援並びに養護者に対する支援を適切に実施するために、障害者の福祉又は権利の擁護に関し専門的知識又は経験を有し、かつ、これらの事務に専門的に従事する職員を確保するよう努めなければならない。

(都道府県における連携協力体制の整備)

第三十九條 都道府県は、障害者虐待の防止、障害者虐待を受けた障害者の保護及び自立の支援並びに養護者に対する支援を適切に実施するため、福祉事務所その他関係機関、民間団体等との連携協力体制を整備しなければならない。

第七章 雑則

(周知)

第四十條 市町村又は都道府県は、市町村障害者虐待防止センター又は都道府県障害者権利擁護センターとしての機能を果たす部局又は施設及び市町村障害者虐待対応協力者又は都道府県障害者虐待対応協力者の名称を明示すること等により、当該部局又は施設及び市町村障害者虐待対応協力者又は都道府県障害者虐待対応協力者を周知させなければならない。

(障害者虐待を受けた障害者の自立の支援)

第四十一條 国及び地方公共団体は、障害者虐待を受けた障害者が地域において自立した生活を円滑に営むことができるよう、居住の場所の確保、就業の支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

(調査研究)

第四十二條 国及び地方公共団体は、障害者虐待を受けた障害者がその心身に著しく重大な被害を受けた事例の分析を行うとともに、障害者虐待の予防及び早期発見のための方策、障害者虐待があつた場合の適切な対応方法、養護者に対する支援の在り方その他障害者虐待の防止、障害者虐待を受けた障害者の保護及び自立の支援並びに養護者に対する支援のために必要な事項についての調査及び研究を行うものとする。

(財産上の不当取引による被害の防止等)

第四十三條 市町村は、養護者、障害者の親族、障害者福祉施設従事者等及び使用者以外の者が不当に財産上の利益を得る目的で障害者を行う取引（以下「財産上の不当取引」という。）による障害者の被害について、相談に応じ、若しくは消費生活に関する業務を担当する部局その他の関係機関を紹介し、又は市町村障害者虐待対応協力者に、財産上の不当取引による障害者の被害に係る相談若しくは関係機関の紹介の実施を委託するものとする。

- 2 市町村長は、財産上の不当取引の被害を受け、又は受けるおそれのある障害者について、適切に、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第五十一條の十一の二 又は知的障害者福祉法第二十八條の規定により審判の請求をするものとする。

(成年後見制度の利用促進)

第四十四條 国及び地方公共団体は、障害者虐待の防止並びに障害者虐待を受けた障害者の保護及び自立の支援並びに財産上の不当取引による障害者の被害の防止及び救済を図るため、成年後見制度の周知のための措置、成年後見制度の利用に係る経済的負担の軽減のための措置等を講ずることにより、成年後見制度が広く利用されるようにしなければならない。

第八章 罰則

第四十五條 第三十三條第二項又は第三十七條第二項の規定に違反した者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

第四十六條 正当な理由がなく、第十一條第一項の規定による立入調査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は同項の規定による質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をし、若しくは障害者に答弁をさせず、若しくは虚偽の答弁をさせた者は、三十万円以下の罰金に処する。

附 則 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成二十四年十月一日から施行する。

(検討)

第二条 政府は、学校、保育所等、医療機関、官公署等における障害者に対する虐待の防止等の体制の在り方並びに障害者の安全の確認又は安全の確保を実効的に行うための方策、障害者を訪問して相談等を行う体制の充実強化その他の障害者虐待の防止、障害者虐待を受けた障害者の保護及び自立の支援、養護者に対する支援等のための制度について、この法律の施行後三年を目途として、児童虐待、高齢者虐待、配偶者からの暴力等の防止等に関する法制度全般の見直しの状況を踏まえ、この法律の施行状況等を勘案して検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

(調整規定)

第四条 この法律の施行の日が障害者基本法の一部を改正する法律（平成二十三年法律第九十号）の施行の日前である場合には、同法の施行の日の前日までの間における第二条第一項及び前条の規定による改正後の高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律第二条第六項の規定の適用については、これらの規定中「第二条第一号」とあるのは、「第二条」とする。

附 則 （平成二四年四月六日法律第二七号） 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則 （平成二四年六月二七日法律第五一号） 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成二十五年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

二 第二条、第四条、第六条及び第八条並びに附則第五条から第八条まで、第十二条から第十六条まで及び第十八条から第二十六条までの規定 平成二十六年四月一日

附 則 （平成二四年八月二二日法律第六七号） 抄

この法律は、子ども・子育て支援法の施行の日から施行する。

(引用参考文献)

福祉相談窓口ガイドブック 2012 年版 (社会福祉法人 岡山県社会福祉協議会)

行動障害児(者)研修会(1989)「強度行動障害児(者)の行動改善及び処遇のあり方に関する研究」(財団法人キリン記念財団助成研究)

都道府県における障害者虐待の防止と対応「平成24年12月 厚生労働省 社会・援護局 障害保健福祉部 障害福祉課 地域移行・障害児支援室」

全社協「障害者の虐待防止に関する検討委員会」平成 23 年 3 月版

公益社団法人東京社会福祉士会編「社会福祉士がつくる身上監護ハンドブック 2013」民事法研究会

(引用参考ホームページなど)

Wikipedia、<http://www.green-1f.jp/site2>、(株)ライフメディコム、エンパワーヘルスケア(株)、gooヘルスケア、goo辞書、日本弁護士連合会ホームページ、日本社会福祉士会ホームページ、全国救護施設協議会ホームページ、

公益社団法人日本てんかん協会ホームページ内閣府男女共同参画局ホームページ、

厚生労働省ホームページ(雇用・労働 > 雇用 > 障害者雇用対策 > 施策紹介 > 障害者の方への施策)

厚生労働省働く人のメンタルヘルス・ポータルサイト、厚生労働省みんなのメンタルヘルス・総合サイト

メンタルナビ：ヤンセンファーマ株式会社

●岡山県障害者権利擁護センター事例集編集委員会 委員名簿 (敬称略・50音順)

氏名	所属・役職	
菅野 浩司	ももぞの学園 園長	○
橋本 貴文	岡山市障害福祉課 副主査	
八方 良久	倉敷市障がい福祉課 主幹	
藤井 伸顕	岡山県保健福祉部 障害福祉課 副参事	
横山 奈緒枝	吉備国際大学 保健医療福祉学部社会福祉学科 教授	◎

◎編集委員長 ○副委員長

●岡山県障害者権利擁護センター運営委員会 委員名簿 (敬称略・50音順)

氏名	所属・役職	
青木 一倫	倉敷市児島障がい者支援センター	
岡崎 幸友	吉備国際大学 保健医療福祉学部社会福祉学科 准教授	
岡本 健介	岡山県視覚障害者協会 岡星寮	
岡本 敏江	小規模多機能型居宅介護事業 茶屋町の郷 所長	
小幡 範子	小幡社会福祉士事務所	
河合 清志	正木山福祉会	
川上 富雄	駒澤大学 文学部社会福祉学科 准教授	
中井 俊雄	総社市社会福祉協議会 総社市権利擁護センター センター長	◎
中田 雅章	中田社会福祉士事務所	
中村 真教	特別養護老人ホーム 寿光園	○
仁木 則子	特別養護老人ホーム 高寿園 事務長	
濱崎 絵梨	ノートルダム清心女子大学 助教	
山下 雅美	岡山県社会福祉士会 岡山県障害者権利擁護センター	
渡辺 洋介	社会福祉法人めやす箱 カラフル	

◎運営委員長 ○副委員長

障害者虐待事例集

平成 25 年 12 月

発行：岡山県保健福祉部障害福祉課

編集：岡山県障害者権利擁護センター

(一般社団法人 岡山県社会福祉士会)

〒700-0813 岡山県岡山市北区石関町 2-1
岡山総合福祉会館 6 階

TEL : 086-201-5253 FAX : 086-201-5340

E-mail : office@csw-okayama.org

URL : <http://www.csw-okayama.org>